

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (19 . 1 定)			
日 時	平成 19 年 3 月 7 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松本委員長、北野副委員長、山田・井川・小林・大畠・成田・ 武井・古沢・大竹・斉藤（陽）・秋山 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・ 環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、消防長、 監査委員事務局長、収入役職務代理者（会計室長）、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、古沢委員、斉藤陽一郎委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。上野委員が小林委員に、菊地委員が古沢委員に、大橋委員が大畠委員に、前田委員が大竹委員に、高橋委員が斉藤陽一郎委員に、佐藤委員が秋山委員に交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

平成会。

小林委員

小樽市教育委員会と北海道教職員組合等に関するプロジェクトチームとの懇談会について

小樽市の財政問題も大変市民の関心の的ですが、ここ数日というか数か月、教育問題がすいぶん大きく報道されています。その中であって、相当教育委員会と北教組、教職員との隔たりというか、歩み寄りのない状況を毎日のように新聞報道で見ている市民、特に父母からは、子供たちが一体どうなるのか、小樽の子供はどうなるのか、現実にもそういう声が非常に数多く聞かれます。

私は、議員も新聞報道を見て、教育の現場はこういう状況、こういう話し合いをされているのではないかと、また北教組がこういう組合主導型の、特に教育現場で非常に私たちが考えられない、俗に言う、私から言わせると政治活動というか。北教組そのものは、教員の雇用の問題とか、組合活動については賛成というか、それはもう雇用の場をいろいろな面で活動する、それはいいとしても、どうも今の教員は組合活動を通じて政治活動に非常に走っているような気配、特に文部科学省から決められた学習指導要領をはじめ、いろいろな面でその反対運動というか、新聞を見ますと、もう全くこの数か月というか、数日間、毎日のようにこの教育問題が出されています。市民は非常に大変な思いで毎日見ていることをまず話してから、教育問題に入らせていただきます。

昨日 6 日、国会議員、自民党のプロジェクトチームが道内入りをして、道教委と小樽市教育委員会の事情聴取から始めていくという、事情聴取となると、私は非常に不名誉なことではないかと思うのです。それで、昨日、調査団が小樽市教育委員会にどういう調査をされ、どういう問題点をあげていたのか、また、調査団の意向はどうであったのか説明してください。

（教育）指導室寺澤主幹

昨日行われました小樽市教育委員会との懇談会についてでございますが、自民党のプロジェクトチームということで、衆議院議員が 2 人、弁護士が 2 人、自民党本部から 4 人、合計 8 人が懇談会に出席しております。

主にいじめに関する実態調査にかかわって、教育委員会や学校がどのように対応したのか、このような内容について御質問がありました。

小樽市教育委員会の回答といたしましては、道教委の通知を市教委のかがみをつけて学校に知らせたこととか、それから校長が教員に、いじめの実態調査の実施について理解を得るように努めた話などをさせていただいたところでございます。

小林委員

懇談会ということのようですけれども、間違いなく懇談会なのですか。

（教育）総務管理課長

自由民主党の本部の方から、懇談会の開催と御協力をお願いについてという依頼がありましたので、今、主幹が答えたとおりでございます。

小林委員

私どもは、新聞を見て道教委の態度とか、市教委の考え方とか、それしか判断できないのですけれども、非常に調査団の方の話をとらえて、この自民党のプロジェクトチームは調査協力が職務である根拠として、児童・生徒への調査用紙の配布と回収は勤務時間内に行っていることを挙げたと、そういうことなのですね。だから、職務とは言いがたいという。道教委は妨害行為もなかったとして、処分は非常に困難という調査団の見解を話されているのですが、この辺は、このいじめの実態把握を最優先させるために広く協力を求めたもので、市教委も今回のいじめの調査の非協力については、職務とは言いきれないと判断したことについては、私は教員というのは学力を上げるのにテストをしたり、それからいじめをなくすために一生懸命やる、これは非協力というより、その教員の本分、教員の仕事だと思うのですけれども、その辺の見解を伺います。

（教育）指導室長

今回のいじめにかかわります調査への教員の対応ということではございますけれども、小樽の子供たちが、学級で子供たちがどんな状況にあるのかを知ることは、教員になったときから、教員になろうとしたときから子供を大事だと思う、その気持ちがあったわけですから、仕事うんぬんの前に自分の子供をどう守るか、そういう考え方に立って行動しなければならぬものと、そういうふうに考えてございますので、当然子供たちがどういういじめの状況にあるのか、子供の命を守るという教員の責務がございますから、また保護者の思いも当然受け止め、対応すべきものと考えてございますので、繰り返しになりますが、このような行為自体、私どもでは遺憾の意を強く持っているところでございます。

小林委員

調査団の座長は国会議員ですね。この調査をする段階で、抵抗勢力は北教組を指しているのですね。ばっこする者を許せば改革自体がとんざする。この機を逃さずに教育現場を正してという、非常に私たち市民からすると、大変な力強い応援というか、道教委の指導、そしてまた国会等々でこの小樽の教育の問題、教育現場の問題を取り上げていきたいと、こういうことを話されて、小樽へ来ているのですから、この辺はどういうことですか。

教育長

まずは、日教組、北教組うんぬんの前に、国でたくさんの教育改革の方針が出てございました。それを踏まえて、目下、皆さんのたくさんの教育に対する思いを受けて、私どもは小樽版の教育改革を進めているところでございます。小樽版の教育改革はその半ばでありますけれども、私たちの取り組んでいる動きがあるから、今回このような新聞の記事とか、このような形で、いろいろな思いが出されたものと思っております。

今回、北教組とか、職員団体に向けていろいろな話がございますが、今回、私どもプロジェクトチームの方々にお話ししたのは、終始一貫、北海道教育委員会が出している文書のかみは協力をしてください、お願いしますというもので、先日、4月の全国学力・学習状況調査の場合には、断固たる態度をとるといふ、そういう思いなのですが、今回のいじめの調査につきましては一切そういうものがなかったという現状、そういうことを踏まえまして、私どもは北海道教育委員会から出された文書で教職員団体に対しましては御協力をいただくという、そういう思いで文書を出したところでございますので、一応そういうことで御理解いただきたいと思います。

小林委員

3月5日の夕刊なのですけれども、組合員と言いますから学校の現職の教員ですね。それぞれ取材を受けて、世間の常識から離れた抵抗勢力とのレッテルを張られる。だから、もうおかしなことはできませんと、良識ある教員もおります。ただ、私も議会の中で、教育長が学校長を指導していく、また学校現場に対して是正していく非常に

き然とした姿勢は評価をしています。しかし、現実にこの小樽の教育の正常化というのは、御承知と申しますけれども、私どもが P T A の役員をしていた当時から、もう 20 年も前から、ある学校の教育の説明会をしていただきたくてと言ったのですが、結局、組合主導型の教育の内容だったものですから、やはり教員からすると非常に問題があって、父母に渡す文書でさえも、当時の教員は渡さない。学校長が私たち P T A の役員に校門の外で子供たちに渡すようにということで、当時やはり 350 枚か 400 枚ぐらいを生徒に渡した経過があります。

それから、当時から小樽が国会、道議会で教育の正常化問題で非常に議論されて、20 年たった今でさえもまだ教育委員会が事情聴取を受ける。私はこれは教育委員会としての責任の重さというか、またそれを道教委の課長も、小樽のこの実態は道内のほかにはないとか何かの談話を出しています。だから、小樽市教委というのは、道教委からも非常に見放されているのか、何か別な教育をやっているという。ただ、私、教育長に再度聞きたいけれども、学校長を指導するとか、それから教員、学校現場がこうだったというのを指導するという言葉ででき然としていますけれども、その後が何かこう見えてこないのです。今回、自民党の議員からも本会議の中で、指導室の体制が 5 名体制で大丈夫かという問題も話されました。前年度と比較して 220 回余りもその指導の実績があって、定数としては心配ないと言うけれども。現実に、昔からその指導室が例えば学校現場に指導に入る場合に、A 式訪問とか B 式訪問があって、現実に指導室の機能が活かされていないというやりとりというのは、私一人として、現在、小樽の教育の現場で、実際にその指導室がきちんとした形で指導できているのかということと、それから本会議の答弁で、指導室の指導の回数が前年度と比較して倍以上ですか、220 回余りだと出ていましたけれども、それでは何が問題だったのかということを含めて質問します。

教育長

まず、私の方から前段の方を答弁させていただきます。

小樽市教育委員会が各学校長に指導したことがきちんと校長の指導の下に学校で進められているかという点については、私どもはペーパーによって、その課題や成果を必ず回収してございます。それを踏まえて、私どもの指導室なり私の方でじかに指導して、そして直せるものは直してもらおうという形で今日まで来ました。ですから、小林委員はライフワークとして教育問題を扱って来られたと思うのですが、委員の発言がかなり小樽の教育に反映して、私はこのような形になったものというふうに思っております。つまり、私どもが指導した後、必ずそれをやっている、それが十分と言えない部分もあるかもわかりません。あと、指導室は私どもの方で命を受けて指導するわけですが、どちらかという、かなり高いレベルまで頑張ってもらっているというのが現状でございます。

（教育）指導室長

本会議でも、教育長から答弁させていただいたところでございますが、今、委員からは A 式とか B 式とか、趣旨としては、学校に指導主事が訪問してという中では、例えば校長や教頭と話を学校経営にかかわることもあろうかと思えます。これは、当然過去からもあったわけです。今、委員の御指摘の点は、たぶん授業を例えば指導主事が見るとということだと思います。つまり、そういう意味でざっくりばらんに申し上げますと、やはり指導主事が授業を見せていただくということについて、何と云うのでしょうか、心情的にどうなのだろうという思いを教員が持っていることは、過去にやはりあっただろうと思えますし、今も少なからずあるのかなという感を持ちますが、回数でいきますと、例えば学校訪問、今年 3 月 1 日現在では延べ 232 回でございます。その中で、授業ということにつきましては、69 回学校の授業を、子供たちと教員のやりとりについて見せていただいている。この辺につきましては、やはり平成 13 年度ですと 14 回ぐらいでございましたから、授業に限って言いますと、やはりこれは変わってきている。そういう中で、やはり例えばティーム・ティーチングというのがございます。過去にはその運用について議会でも御論議いただいたところでありますが、今、2 人の教員がどう組み合せて授業をしたらいいかということで、指導主事と呼んで、その中でどういうふうに教材を取り扱ったらいいのか、そういう話し合いまで行われるよう

になってきたのです。そういう改善が進んできているということについては、一定御理解をいただければと思いますし、私どももそういう状況については、積極的にアピールしていかなければならないというふうに思っております。

小林委員

校区外通学について

校区外通学というのは、本来ならこの学校へ行くのが普通だけれども、その親が A の学校から B の学校に移す、これを校区外通学と言うのですか。その校区外通学の実態を説明してください。

（教育）学校教育課長

校区外通学とは、専門的には指定校の変更という形で呼びます。今、委員がおっしゃったとおり、住所によって学校が定められております。ただ、父母がそれぞれの事情、例えば身体的な理由、地理的な理由、違う学校の方が距離が近いとか、それから住所変更が確定しているとか、さまざまな事情によりまして、父母の申出があった場合、指定校の変更ということで私たちは認めています。

その内訳ですけれども、最新のものは持ち合わせておりませんが、平成 17 年度において、小学校では 190 人、それから中学校では 158 人が、それぞれ今言われるような事情によりまして学校を変更しています。

小林委員

小学校で一番多く児童が行っている校名はわかりますか。

（教育）学校教育課長

たまたまその年によって、家庭の事情によって児童数は変わりますので、今、私の方で持っている資料からいきますと、平成 17 年度については、緑小学校に行く生徒が花園小学校とか、最上小学校に行くといったケースが一番多く、16 人というふうになっております。

小林委員

この通学以外、身体的な理由とか住所変更とか、それも恐らく一部だと思っておりますけれども、特に稲穂小学校、緑小学校・花園小学校などはやはり教育の内容がいいのです、父母からすると。そこへ理由をつけて現実に通わせているのです。これは、教育委員会の把握の仕方、今言うように地理的な理由、それもあると思います。けれども、実際そういう父母と私はお会いして、しっかりした学校という言い方は悪いのですけれども、非常に厳しく、教育の内容がいいと、そういう方々も現実にいるのです。そんな 1 人、2 人ではないです。まさに今そういう形で、親にしても子供たちにしても学校を選択しているのです。これが現実なのです。それも少し、今わかっていてそういう答弁をしているのかもわかりません。それはわかりませんが、そういう現実があるということを含めて、その学校の選択制というのを、もうこれだけ教育の現場ではおかしい学校が出てきて、今後そういう選択制をほかの都市ではやっているところもありますから、父母や子供たちが学校選択をするという、そういう制度の移行というのは考えられるのか、私の今のやりとりを聞いて、どうですか。

（教育）学校教育課長

しっかりした学校に行かせるとか、そういう申請が出てきても、私たちはそれは認めてございません。今、委員がおっしゃった稲穂小学校、そういうのは、私たちの指定校の変更の要件の中に、先ほど申し述べましたけれども、例えば両親が共稼ぎをしていて家に子供が帰ってもだれもいないという場合、親の働いている場所に子供が下校するというケースについては認めていますので、そういった意味から稲穂小学校などが多くなったということはあるかと思いますが、今、委員がおっしゃったような形の中では私どもは一切認めていませんので、御了承願います。

小林委員

認めていませんと言っても、入れている方がそう言うのだもの。いやいや、はっきりしています。やはりしっか

りした学校へ行かせたい。それは形式上書くのに、そういうことを認めないことは事実。けれども、学力を上げるのに、そういうふうにして、そういうしっかりした学校へやはり行かせたい。しっかり教員が子供の育成を考えて通知表の通信欄を書くしっかりした教育をやっている学校というのは、もう小樽市内の父母はみんな知っています。どの学校がこうだ、そういうふうになると、非常に条件として遠くから通う子供たち、行き帰り、その通学上、車を使って両親が送迎する、そういう子供がそういう学校へ入るようになったら非常にハンディがつくのではないか。そういうことをしたらだめだというのではなくて、もうそういうふうにさせなさい。それは要望として申し上げます。

私の感覚では、今の教育現場で分会と称する職員会議が学校の最高議決機関という認識をしているのですけれども、どうですか。

（教育）学校教育課長

学校の中で職員会議が最高の議決機関という、そういったことではありません。職員会議については校長が主宰して、教員の方のいろいろな意見を聞いて、最後は校長が決定をするという形となっております。この職員会議のあり方につきましては、私ども教育委員会として、2月末に臨時の小中校長会を開きまして、職員会議とはそういうものであるということ再度徹底してございます。そういった活動を勤務時間中にやるということについては、とんでもないことだということで、当然それは有給休暇なりをとって、きちんとした形でやるべきだという話を再三再四にわたってしてございますので、その辺については、校長会を通じて大分浸透はしているというふうに思っております。

小林委員

職員会議の中で、学校長や教頭が決めるにはやはり採決という感じになる。そして、そうではないと思うかもしれないけれども。それはもう学校現場のあり方というのを皆さん方が議会でいろいろなものを取り上げて、そして教育委員会の指導の下に本来ならしなければならないことに非常に抵抗する、抵抗勢力とか、いろいろな形で教員は言われていますね。ですから、私方というより市民から、父母から見ると、最高の議決機関はやはり職員会議での採決の結果、そういうことがきちんといわなければならないと思うし、今、小樽の教育の現場で一つ取り上げると、例えば式典で2時間半もかかっているような卒業式をやっている。運動会にしても平日ばかりやって、運動会から徒競走というのですか、この争うこともできないような流れとか、それからテレビをよく見ますと、ほかの地区になると、学校では演壇を使ってきちんと式典のあり方というものを子供たちに教える。もう小樽は本当に大変残念ですけれども、校長にもう少しき然としたというか、業務命令をすることに務め、そして管理者がきちんとする、この業務命令、業務指示・通知とか、それに違反した場合は、どう処分するか、学校教育法でこれから教員の免許制の問題、それから教育委員会のあり方が問われる。私は、今これからの日本を支えるのはやはり教育が一番だと思っていますので、一層小樽の子供たちのために汗をかいていただきたいと思います。

最後に私、一言ごあいさつ申し上げます。思い起こすと、私は市議選に当選したのは昭和54年、7期28年にわたり、市長をはじめ理事者の皆さん方に大変お世話になりました。改めて心から深く感謝を申し上げます。

ただ、私が一番気にしていること、心を痛めていることは、小樽市のこの危機的な財政状況、これはやはり私が議員としてあらゆる議案に容認をし、そして財政を好転できなかった議員の立場として、非常に責任を重く感じていることも事実であります。小樽市が、第二の夕張にならないように、職員の皆さんが一丸となって意識改革、そしてこの行政の見直しをさらに進めていただき、スリムな新しい小樽市役所の、効率的な市役所であってほしいと強く皆さん方をお願いを申し上げまして、28年間のいろいろと温かく御指導いただきました皆さん方に感謝を申し上げ、私のごあいさつにかえさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

大島委員

特別対策事業に関連して

初めに、福祉部へ、一般質問でも質問しておりますけれども、事業者への説明会、これを特にまとめてできないから個々に希望するグループ、事業者に御案内をすることをごさいましたけれども、スケジュール表によりますと、これはどういうふうになっているのか。事業者への案内はどうなっているのか。

それから、先般、小樽市がまとめた小樽市障害者計画・小樽市障害福祉計画と今の一般質問で質問した市町村計画との関連はどのようになっているのか。

それから国会で、道に対する障害者の基金には66億3,000万円の配当金が決まったと。そして、小樽市は幾らになるかということでお尋ねしましたが、まだ小樽市には明示されていないということをごさいます。しかし、スケジュールからいくと、もう発表があってもいい時期だと思っております。その内示があったのかどうか。

小樽の教育に対する要望について

今、小林委員から教育委員会に対して質問がございました。私も思い起こせば、昭和62年に当選して、9月の定例会で、この組合の専従の問題、やみ給与の問題を質問した経緯がございました。そして、当時手宮西小学校に在職されておりました現職の教員が停職6か月の処分を受けております。

今、小林委員からいろいろなことがございましたけれども、私の要望なのですけれども、教員というのは子供たちに対する、よきにつけあしきにつけ、言葉一つがその人生に非常に重大な影響となっていることは、それは教員という仕事だと。それがゆえに「先生みょうり」という言葉があるのだと思います。幸い私は大変いい教員に恵まれております。残念ながら、私の子供たちは、ちょうど主任制で荒れている真っ盛りの中に育てておりますし、今、小林委員からいろいろな問題が指摘されておりますけれども、全くそのとおりでございました。そういうことで、今後、本当に教員の言葉は大切なのだと、一言が大切だということを、現場の教員一人一人に教育委員会からも改めて言っていただきたい。そして、今、いろいろな社会問題になっているようなことも、あるいはまた小樽の問題も、それを考えれば解決されるのではないのか、そのように強い気持ちでおりますので、それをぜひ現場の教員に一言を大切にしてくれということを変更して要望いたします。

（福祉）地域福祉課長

12月26日に出されました特別対策事業の関連の御質問でございました。

まず、事業者への説明会ですけれども、スケジュール表からいきますと、2月の中旬から3月中旬ぐらいということで、市としては説明会という形でなくて、個々に連絡をとりながらやらせていただきたいということを含んでも答弁してございます。その方針は変わってございませぬけれども、今回の市町村計画を策定するためだけではなくて、もう少し広い意味で事業所の方との意見交換会というのを実は6日ぐらいにできたらいいということで、まだ事業所側の御都合を聞いておりませんので、確定ではないのですけれども、そういう意見交換会をする中で関連することもお聞きできたらと今考えているところがございます。

それから、北海道の方で事業者説明会をするということで、3月5日付け、市の方で受け取ったのが3月6日という形になっておりますけれども、道の方では後志管内については3月16日に市町村事業者説明会というのをやるということで書類が回ってきてございます。この中で、北海道の方の事業についての説明などが行われるものというふうに考えてございます。

それから、障害者計画・障害福祉計画と今回提出することになっていきます市町村計画との関連でございませぬけれども、障害者計画・障害福祉計画というのは、障害を持っている方の基本的な計画だということで、平成10年度に作成して、平成19年度までの計画になっております。もろもろ障害者の政策が変わってきた中で、1年前倒しして、このたび改訂版を出すということで、それに合わせて障害者計画・障害福祉計画、これにつきましては、自立支援法の下で、新体系に移っていく中でサービスの見込み料がどのぐらいになるのかということを策定するのが主な計画

の目標なのですけれども、これについては厚生常任委員会で報告させていただきたいというふうに今考えてございまして、それと今回出す市町村計画との関連、直接的な関連はございません。今回出す市町村計画というのが、特別対策事業に限った金額的な見込みと申しますか、そういうものを出す形になりますので、考え方というか、大もとは、当然障害者計画・障害福祉計画なりの考え方を取り入れるということは必要なのでしょうけれども、直接的な関連はない計画というふうに御理解いただければと思います。

それから、この基金の交付額についてですけれども、国から道への内示額については、さきに答弁させていただいたとおりです。そのときには、まだ市町村への内示はないということで答弁させていただいています。それが金曜日だったと思います。月曜日の朝一番で私ども目にしたという形になっているのですけれども、そこで市町村上限額の案という形で来ていまして、それでいきますと、激変緩和に関する部分として5,900万円ほど、それから新体系移行に係る分として1,270万円ほど、その他で1,070万円ほど、合計8,300万円ほどということで、上限額の案ということで示されてございます。この金額については、国庫持ち出しベースということですので、市がこれだけ使えるということではなくて、事業をやっていくのに国として負担する額が示されております。

今後につきましては、これに基づいて小樽市でどのぐらいの事業ができるかということにつきまして、昨日から今日にかけて道の方とお話しさせていただいているところです。それに基づきまして、上限額の提示というのが、今のスケジュールですと3月12日に、今来ているは案ですので、その案がとれたものが3月12日に示される。その後実際市町村計画というのを策定していくと、そういう流れになるというふうにしてございます。

（教育）指導室長

大島委員から、それこそ20数年、30数年にわたる議員生活の中における学校経験のかかわりということであるお話をちょうだいしたところでございます。

近年、学校は保護者の声を聞くという姿勢が以前に増して増えています。と申しますのは、保護者へのアンケートを行うようになってきました。その中では、当初は教員に対する批判も多くございました。その中から学校教育をもっとよくしていこうという声も、保護者の声にも教員が耳を傾けるようになってきている学校も出てきてございます。そういう意味では、私ども教育長からも小樽版の教育改革をということであおばとプランを推進してございます。その大きな理念の一つが情報公開でございます。やはり保護者の皆さん、子供の声が学校の中を行き交い、それに真剣に耳を傾けて、今のままではよくないと、これを直していかなければいけないと真しに取り組んでいく教員が求められてございますし、そういう意味では教育は人なりでございます。そういう観点から、さまざまな研修ももちろんでございますが、校長会を通しながら、校長みずから先生になっていただいて、教育は人なりという形で浸透させていきたいと思っております。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

子どもの居場所づくり事業について

教育委員会には地域子どもの居場所づくり事業についてお尋ねします。

教育長は、先般、私の代表質問に対して、この事業は子供の安全・安心の場所づくりなどを目的として、平成16年度から文部科学省の委託を受けて地域子ども推進事業として実施してきたとおっしゃいました。この事業は、夏休みなどを除く毎週土曜日、市内全小学校を対象に学校施設を開放して、地域の無償ボランティアの監督の下、文化やスポーツなどの指導を行ったものであると、昨年度は35週実施し、延べ2万人の児童が参加したと、こうもつけ加えてあります。ここから先なのですが、これまで実施してきたものについては、教育委員会は今後は主導して、継続して、より一層効果が上がるよう努めたい。それにはこれまで以上に、多くの地域のボランティアの協力が必

要であって、私が指摘をした小樽ゲートボール協会などの参画に大いに期待したいと、こういうふうに言っております。

そこでお尋ねしますが、今年度も昨年度に続いてやるということですが、今年も毎週土曜日というふうに理解していいかどうか、これが 1 点です。

二つ目は、市内の全小学校を対象にしてということですが、市内の小学校は 27 校あるわけです。これが一斉に毎週土曜日にやられると、私どものように協力をする立場の方でも、指導員の人数に制限があるものですから、27 校一斉にやると困るので、そのあたりはどういう計画をお持ちか、示してください。

（教育）生涯学習課長

地域子ども教室とゲートボール協会との関係でございますけれども、まず地域子ども教室、来年度も土曜日午前中に開催してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2 点目の全小学校でやると、体制的になかなか難しいというお話がありまして、当然でございますけれども、早急にゲートボール協会の役員の方々とお話しさせていただきまして、この 1 年間のスケジュールをいろいろと協議させていただいて、そして無理のない形で調整させていただきたいというふうに考えてございます。

武井委員

それで、私の方で 1 年間のスケジュールを担当者と相談して組んでまいりました。土曜日ということになると、5 月 19 日、6 月の第 1、第 3、7 月の第 1、第 3、8 月の第 3、9 月の第 1、第 2、第 3、9 回しかないのです。あとは試合にぶつかったり、出張したり、担当がいなかったりするわけです。したがって、こういう内容にあります。そのほかまた道具にも、子供が道具を買いに行くとしても、これは大変ですから、私たちの方で用意しますが、そうすると道具にも制限がありますし、したがって、よくこの事務局の方と私たちの事務局の方と打合せをして、私たちも最大限努力をしますので、うちは免許習得者が 56 人いますから大体のことはできると思いますけれども、ぜひとも、補助員をつけて交代させますので、それをひとつ窓口と打合せをしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

（教育）生涯学習課長

今お聞きしましたのは、協会なりの事情があるかと思しますので、今から役員の方と具体的な進め方といったところで今後やってまいりたいと思っております。

武井委員

よろしく、何かあったらひとつ、いつでも来て話してください。努力は惜しみません。

長橋 5 丁目のバス乗入れ問題について

二つ目に移ります。道路問題です。

道路に関連するのですが、市民部に関係のある部分を申し上げます。

代表質問でも申し上げましたが、市道長橋 5 丁目第 3 通線へのバスの乗入れ問題でございます。これはもう御存じのように、昭和 58 年 9 月に全会派満場一致で採択をした請願でございます。しかし、私も昭和 58 年にお世話になったのですが、この問題を見てから気がついたのは、恐らく当時のこの担当の議員の人たちは、現地調査をしていなかったのではないかという気がしてなりません。現地調査をしたら、この請願を採択にしないで、何か条件がついたのではないかという気がしてなりません。そうでないと、長橋 5 丁目 27 番までバスを乗入れてほしいというような請願は通るわけがないと思うのです。したがって、私は地元の人たちとも相談しましたら、とんでもないと、これは長橋 5 丁目 27 番まで行くようなことはできないということで、それは変更してもらって結構ですと、こういうふうに言われていました。したがって、このバスの乗り入れの交渉をしていただくという、積極的に、前向きにこれから交渉させていただきたいと、検討させてほしいと、こういう市長答弁でございますが、ぜひともそれは長橋 5 丁目第 3 通線の入り口のところを、とりあえずそこまでのバスの乗り入れというふうに、あの請願を理解

してよろしゅうございますから、そういう立場で今後の請願の交渉をやっていただきたいと、こういうことでございますけれども、担当者にお伺いします。

（市民）総合サービスセンター 所長

委員から昨年御質問をいただき、私どもとしては中央バスの方といろいろと協議してございます。その中で、委員がおっしゃるとおり、長橋 5 丁目の奥までは非常に道路も狭あいであり坂も多いと、それで難しいというお話でした。

それで、今、委員の方から、そこまでではなくて、後の二股の部分まで、そういったお話でしたので、その意を踏まえて再度中央バスの方と協議してまいりたいと思います。

武井委員

そういう解釈でよろしいですので、交渉をお願いします。

困窮状況申告書の改訂問題について

3 番目の問題は、先日の総括の中でお尋ねした困窮状況申告書の改訂の問題についてでございます。これは、この様式の改訂について前向きに検討したいという担当理事者の御答弁とあわせて、助役からも力強い御答弁をそういう方向でいただいております。

いつごろを目途にしてこういう改訂の考え方をもちなのか、まずそこからお尋ねします。

（福祉）地域福祉課長

できるだけ早くとは思っております。ただ、これは私どもだけでというふうにもいかない部分もございまして、また原案をつくった中で住宅行政審議会の方にもお諮りして御了承いただくというような手続も踏んでいきたいという、そういうオーソライズされたものにしていきたいというふうを考えておりますので、新年度夏場ぐらいか、早くでそれぐらいがめどになるのかというふうには今は考えてございます。

武井委員

そこで、もともとこの問題が出た、私が申し上げていることは、これはやむを得ない立場で環境のよいところに住んでいる方の救済方法という困った表現になるわけですが、どうしても身体障害者やそういうような方で、ハイヤーを呼んだら来てくれる場所、そのハイヤーに乗るのにつえをついてでも行ける場所、階段やそういうものがあるのは、非常にそういうような状況の中でやむを得ずそういうところに住まざるを得ない人がいるわけですが、ところが、今の困窮状況を調査するので、困窮でなく条件がいいような人のところはいつもこれはならないわけですが、こういうことなので、そういうやむを得ない環境の人たちを救済する立場で改訂をお願いしていると、これについて、改訂を夏場に向けていたしますと、こういうふうにご答弁したというふうに理解してよろしいですか。

福祉部次長

武井委員が言われましたように、いろいろな方がいると思いますが、改めて申し上げるまでもないのですが、特定目的住宅を要望する方はいろいろな意味で困っている方と見えますが、特に困っている方で、この距離的な問題あるいは経済的な問題、あるいは家自体が老朽化していると、いろいろなことがございます。ですから、先ほど言いましたように、現行の採点もいろいろ総合的なことを勘案してつくっているつもりなのですが、いろいろな御指摘もございまして、近々に関係部とも話し合ひまして、よりいろいろなケースを、本当に困っている人を救えるといいますが、そういったような採点ということ意識して、そういった観点から検討してみたいということでございます。

武井委員

非常に心のこもった御答弁だったと思いますが、ぜひともそういうことでお願いします。

今のような御答弁を耳にしながら、2 点の問題について消防本部にお尋ねします。

まず第 1 点は、非常に環境がよくても物置がないという、そういう住宅があるわけですが、それで今のような、例

えば冬に備えて玄関を物置がわりに使う。したがって、灯油から何から物置の品物を玄関に置いて、よく玄関から出入りができるなと思うような状況になっています。採点するときに、これがチェックされていないのです。しかし、消防本部ではよくホテルの廊下に荷物を置くと指導するというのを聞きます。これ、もしも地震などで玄関を出ていったら、あれがもし倒れたら、もうそれで出ることもできないし、焼け死にするしかないだろう。玄関が物置がわりに灯油やなんかが高く積んであるのですから、一冬のもを積んであるのだらうと思います。そういうことで、これは本当は保管するにも限度があるのではないかと思いますけれども、そういう身体障害者の方ですから、一度に買い込みをするのだらうと思いますけれども、これからは福祉部が現地調査をするときに消防本部も行って、これはだめだと、出入りが危ないというような指導を今までしたことがありますか。なかったら、これからの考え方を示してください。

（消防）予防課長

困窮度調査における消防本部のかかわりということでございますが、調査と一緒にいったということはございません。

武井委員

恐らくそうだろうと私も思って今お尋ねをしたところでございます。したがって、今後、今申しあげましたよう改訂されるそうですから、そういうことも加味した改訂に向けて、そして現地調査のときは消防本部も行って、調査票を見ればすぐわかるように、改訂してくれると思いますから、そういうようなときに同行して、そして十分な指導をしてほしいと思いますが、いかがですか。

（消防）予防課長

このたび、困窮度調査の見直しということでございますので、担当の原部の方からそのような要請がございましたら、消防本部の方としても検討してまいりたいというふうに考えております。

武井委員

そういうお言葉ですが、福祉部の方はいかがですか。

福祉部次長

今、消防本部から答弁がありましたけれども、今まで消防の方にそういった観点でこの辺を見ていただくといいますが、困窮度調査と一緒に行っていただくということはありませんでした。というのは、困窮度の採点表の中に、消防上の問題点を特出しして入っていないものですから、そういった観点では協力をいただいていないのですけれども、先ほど言いましたように、関係部でよりよい採点表をつくる時に入っていただくのと同時に、その結果、消防上の問題点も特出しして出すとか、あるいはそれに近い形にするということであれば、いろいろな形で消防ほか関係部にも協力をいただきたいというふうに思っています。

武井委員

それに、私が代表質問の中で、前の総括のときにもお願いしてありますが、様式の改訂にあたって医師の診断書なども加味するよう検討してほしいということを申し上げて終わりたいと思います。

私も今期をもって引退させてもらうことになったので、よろしく御指導のほどと重ねて御礼を申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

古沢委員

不適切な会計処理について

最初に、病院事業会計と一般会計、国民健康保険事業特別会計と一般会計、これら会計間で年度をまたがったの

不適切な会計処理がなされ、この是正を求められるということになりました。では、平成19年度予算の一般会計内において、年度をまたがる会計処理あるいは不適切な会計処理になっているものがないのか。あれば、主なものについて挙げてください。

（財政）財政課長

平成19年度の予算の中でということなのですが、この病院事業会計など、北海道の方から指摘を受けた年度をまたがる貸し借り、そういうことと言えば、小樽観光振興公社、海水浴場対策委員会、株式会社アール・アイ、土地開発公社が、平成19年度の予算の中で処理をしております。北海道の方から指摘を受けたのは、あくまでも企業会計、特別会計、その中で会計間での年度をまたがる貸し借りということで、今言った部分につきましては、それぞれの会計があるわけなのですが、やり方としては、年度をまたがっているという部分はございます。

古沢委員

今挙げていただいた貸付金だけでも10億円弱、9億6,000万円ほどになります。これが平成19年度予算で貸付金と歳出の項目で支出していくわけですが、その支出した9億6,000万円が実は前年度分の返済金、償還に充てられるという、出納整理期間を使って年度をまたがった処理をやっているわけですが、会計間ということを除けば、基本的にしくみは同じになりませんか。

（財政）財政課長

平成17年度に貸した貸付金につきまして、その平成17年度の出納整理期間である平成18年4月から5月までの間で歳入というか、お金を入れてもらうという部分については事実でございます。

古沢委員

わかりやすく言えば、自転車操業なのですが、最初にこの手法を考えた市長はいいですよ。けれども、とどのつまり、最後にこの処理をしなければいけない市長は、結局貧乏くじを引くことになるわけですが、表現は悪いですが。しかし、これがいつまでも続くわけではないわけで、小樽市の財政状況を考えると、適切な会計処理を求められてしかるべきものなのではないかと。私どもは、従来、修正案で、これらの貸付金については、こうしたいわば不適切な会計処理については認められないということもあって、歳出においても歳入においても、修正案で言えば項目から削除させていただいております。つまり、この四つの貸付金だけでも9億6,000万円、これが自転車操業をやることによって、決算上、会計処理上はプラス・マイナス・ゼロになりますから、けれども実体的には赤字分です。約10億円の実質赤字がこういう会計処理の下に隠されているということになるのではないですか。

財政部長

今の貸付金の関係については、特別会計、一般会計との間で、調査の一環として、昨年6月ぐらいだったと思いますけれども、調査を求められまして、それでどういう貸付けの状況だということについては、私の方から道に回答しています。それについては、まず具体的には正しなさいとか、これが不適切な会計処理なので、早急にどうするとかということは、まだそういう話はございません。ただ、実態としては今おっしゃったとおりでございますし、それからまた、今後の問題として、新しいいろいろ財政指標と申しますが、国の方で今いろいろ考えていることがございますので、一般会計プラス、第三セクターとか、公社とのお金のやりとりとか、そういったものを総体として小樽市の状況がどうかと見られるときに、当然そういったものも入ってくる可能性があるというふうなことで、我々も考えてございます。

古沢委員

本来、出納整理期間4月、5月の扱いというのは、この種のものを想定した整理期間というのではとっていないわけですが、最初にこれに着目した人は相当頭のいい人だというふうに思うのですが、後処理をしなければいけない、特に財政再建をしていかなければいけないというときには、避けて通れない問題だと思うのです。

個人市民税の状況について

税制改正に伴って、個人市民税の状況ですが、今年度の予算案では、平成18年度比で調定額においてどのぐらい増えていますか。

（財政）市民税課長

個人市民税の平成19年度当初予算対18年度当初予算の比較として、調定額ベースでやりますと、11億7,600万円ほどの増となります。

古沢委員

これは、税源移譲分、それと所得税の残り半分、全廃の分が大きな要因だと思いますが、この11億7,600万円のうち、定率減税全廃に伴う分はどのぐらいになりますか。

（財政）市民税課長

定率減税の廃止分、平成19年度と18年度を比較しますと、2億1,300万円ほどになります。

古沢委員

平成17年度と平成18年度の比較においては、既に昨年末の議会の中のやりとりで3億2,700万円というふうに御答弁いただいております。この平成17年度から平成18年度の3億2,700万円は、いわば平成19年度にそれはそのままスライドするわけですから、それにオンするのが2億1,000万円、このように考えていいですね。つまり、平成19年度と平成17年度の比較において、定率減税廃止分のいわば増収効果分というのは、合わせると約5億4,000万円ほど、こうふうに見てよろしいですか。

（財政）市民税課長

第4回定例会でお話しした3億二千何百万円というのは、平成17年度当初予算と比較したのではなくて、ある程度18年度の決算見込みというふうに想定して答弁していますので、そのままずばりその数字になるというふうにはなかなか言えない部分もありますけれども、平成17年度から平成18年度に高齢者控除とかいろいろと税制改正が変わっていますので、また定率減税も半分になっているということもありますので、100パーセントその数字になることは断定できませんけれども、それに近い数字にはなるかというふうに思います。

古沢委員

定率減税廃止に伴って、平成17年度と比べれば5億円強増収分、納税者にとってみれば増税分がかぶさってきているわけです。

税制改正、諸制度改正による住民負担への影響について

次に、これらの税制改正による、つまり納税者、市民にとっては増税後、この効果として、介護保険料と国民健康保険料について伺います。

まず、介護保険料の場合、制度改正も含んでおりますけれども、平成17年度と比べて平成18年度の保険料総額はどの程度増えていますか。

（福祉）介護保険課長

平成19年度ということではよろしいのですか。

古沢委員

はい。

（福祉）介護保険課長

今、古沢委員から御質問がございましたけれども、平成19年度の介護保険料、この積算の人数、これを固定いたしまして、平成19年度の場合は年額で約21億7,800万円、これが基本となっております。これを、平成17年度時点の保険料率で同じ人数と仮定をして試算をいたしますと、約19億500万円、差引きいたしますと2億7,300万円ほど保険料が増えている、こういう結果になってございます。

古沢委員

2 億 7,300 万円ですね。このうち低所得者、保険料段階で言えば、本人非課税の第 4 段階までの人の場合、負担はどの程度増えていますか。

（福祉）介護保険課長

これは、先ほどと同じ前提で申し上げますと、平成 19 年度では第 1 段階から第 4 段階までの人で約 11 億 3,900 万円、それに対しまして、平成 17 年度の保険料率で同様に試算をいたしますと 10 億 2,700 万円、差引き 1 億 1,100 万円ほど増えているという状況になります。

古沢委員

低所得者層で 1 億 1,000 万円の増です。

では、同じように考えた場合に、国民健康保険料の保険料総額で負担増といいますが、保険料は総額でどの程度増えていますか。

（市民）保険年金課長

平成 17 年度と平成 19 年度の当初予算の比較の部分なのですが、人数と世帯数につきましては、それぞれの予算の部分がありますもので、ある程度動いております。そのような状況の中で、平成 19 年度当初予算につきましては、一般被保険者保険料と退職被保険者等、国民健康保険料合わせまして 39 億 4,720 万円、そして平成 17 年度の当初予算につきましては 38 億 1,390 万円ですので、差引き 1 億 3,330 万円の増額となっております。

古沢委員

税制改正、増税効果として、国民健康保険料では 1 億 3,000 万円。

税制改正とは離れますが、障害者自立支援制度について、関連して伺っておきます。昨年と同じく第 1 回定例会で、私は予算比を質問して、市の持ち出し分が当初予算比で言えば 2 億円減の見込みというふうに答弁をいただいておりますが、平成 17 年度決算と平成 18 年度の決算見込みにおいて、実際にこの数字がどのようになっているか、確認させてください。

（福祉）地域福祉課長

昨年、答弁させていただいております当初予算ベースでの比較ですけれども、予算額ベースでいきますと平成 17 年度と平成 18 年度の比較でマイナス 1 億 1,200 万円ほど、一般財源ベースでいきますと 2 億 800 万円ほどということだと思っております。これが平成 17 年度決算と平成 18 年度決算見込み、平成 18 年度決算見込みにつきましては、国庫負担・道負担の分については、まだルールどおりに入ってくるということの前提で組んでございますけれども、事業費ベースでいきますとマイナスの 9,800 万円ほど、一般財源でいきますと 1 億 2,000 万円ほど、国がマイナス 1 億 2,500 万円ほど、道がプラスの 1 億 4,700 円ほどというふうになってございます。

古沢委員

支援費制度にかわって、国の持ち出しが 1 億 2,500 万円減ります。市も同様、1 億 2,000 万円減という見込みです。一方、応益負担の導入ですから、障害が重ければ重いほど、サービスを受ければ受けるほど負担が増えるという利用料ですが、これは去年の第 3 回定例会だったと思っておりますが、北野議員が質問したというふうに記憶してはいますが、障害者の負担分、新たな分というのが 9,700 万円ほどになるというふうに答弁いただいたと思うのですが、この見通し、見込みは特に変わっていませんか。

（福祉）地域福祉課長

その後、実は 12 月末にも特別対策とか、いろいろな要素が出てきて、たぶん変わるだろうとは思っていますが、それが幾らぐらいになるのかちょっと計算できない状況にございまして、ただ平成 19 年度当初予算、今回積算していく中では、大体 9,700 万円という数字ですね、これに近いふうになるのではないかとということで、大体その前後の数字というふうには認識しています。

古沢委員

国の特別対策は、確かに利用者の側にとっても、上限額を下げるという意味の効果はあるのですが、しかし、実態的には 1 割負担そのものに手がついていないわけですから、そんなに変わらないと思うのです。おおよそ 1 億円弱、障害者で、新たな制度で負担です。

大飛びに関連しますが、ふれあいバス事業について伺っておきます。

年間の利用状況、利用回数について、どの程度か教えてください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

ふれあいバスの回数券の販売の関係でございますけれども、平成17年度の実績で申しますと、26万4,171冊が売れております。今年度見込みで申しますと、昨年は制度が始まったという形の中で、一時的にまとめ買いという行動がありましたので、平成18年度は若干その変動で下がっておりまして、大体22万冊程度というふうに見込んでおります。平成19年度予算においては、一応その反動の分も見込みまして、平均値をとりまして大体25万7,000冊程度が販売されるものというふうを考えております。

古沢委員

2億5,700万円ね、1回100円だから。

（福祉）高齢・福祉医療課長

そのとおりでございます。

古沢委員

2億5,000万円ですね。推計になるかもしれないのですが、先ほどお尋ねした介護保険料の保険料段階、第4段階、本人非課税、介護保険料での構成割合を基にして、高齢者のうち、ふれあいバス事業対象者のうち、低所得者の利用状況はどの程度あると推計されますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

介護保険の保険料段階が第1段階から第4段階までの人数の構成比で見ますと、70歳以上で申しますと大体67パーセント程度が割合になっております。その部分をふれあいバスの交付人数の見込みで掛けると、人数的には、非課税者というのは大体1万4,211人程度というふうと考えております。

古沢委員

それを基にして考えると、利用状況が170万回ぐらいになりますね。1億7,000万円強ぐらいを低所得者がふれあいバス事業、バス利用で負担をしているというふうに見えていいわけですね。

（福祉）高齢・福祉医療課長

実際、私ども非課税者が何回乗っているかというのは詳しくは承知しておりませんが、大まかな中で推計いたしますと、今、委員がおっしゃる分が負担額というふうになると考えております。

古沢委員

つまり、今のやりとりの中でわかったことは、税制改正、増税になった平成18年度以降、一部介護保険のように制度改正も伴っておりますけれども、どのような状況になっているか。増税分で、先ほど言ったように約5億4,000万円ほどです。介護保険料は制度改正を含んで2億7,000万円、国民健康保険料で1億3,000万円、それに障害者自立支援という新しい制度による利用者の負担が約9,000万円、合わせますと一気に1年間で約10億円以上の負担増が押し寄せてきたわけです。これに加えて、高齢者の場合でしたら、ふれあいバスで2億5,000万円ほど、トータルで12億円から13億円ぐらい、特に高齢者や障害者など、こうした人たちにかぶさってきている。大変な状況だと思うのです。このままでしたら、直接行政の皆さんにも届いていると思いますけれども、特に去年の6月の納付書が出た後に、パニック状態にもなったのではと思うほど直接そういう声が届いていますけれども、暮らしが立ち行かなくなってしまう、特に高齢者、年金世帯の皆さんからそういう声、悲鳴が上がりました。

これは結局、こうした影響は市内経済全般に当然波及していくことは必至なわけです。これは、ひいては小樽市の財政再建、これに悪影響を及ぼすという極めて深刻な悪循環をもたらすことになると思うのです。要するに、まち場の暮らしに元気が戻らないと、市の財政も市の経済も元気を回復するということがないと思うのです。ですから、ぜひ中でもこうした人たち、高齢者や弱者の人たちの中でも、市の限られた財政ではあっても増収分は明らかになっているわけですから、その一部を、暮らしを守る、低所得者層の暮らしを支える、そういった形で財政運営をぜひやっていていただきたいと思うのですが、その点については、市長に答弁をいただきたい。

市長

今、税制改正に始まりましていろいろ御指摘がございましたけれども、確かに公的年金控除の廃止、高齢者控除・定率減税廃止、こういったもので高齢者の皆さん方の負担というのは増えていくのだろうというふうに思います。しかしまた、一方で高齢者に対する自然増といいますか、そういう方々も増えていくわけですから、逆にまた社会保障的な面で市の持ち出しも増えていくということで、非常に厳しい状況だと思えます。

市の財政は御承知のとおり、赤字決算をしている状況ですから、そういったところに回す財源が今のところないわけがございますから、もう少し我々としては当面は財政健全化を最優先として、何ともこれを一日も早く健全財政に持っていきたいと、その上でどういった対策をとれるのかということになるのだろうと思います。これは、国の制度改正の問題もありますから、一地方自治体でなかなかこういった問題を一気に解決できる状況ではございませんけれども、まずはやはり市の財政を健全化することが一番だということです。

古沢委員

あえて私は、その一部を回してでも高齢者や低所得者の暮らしを支えていくという財政運営が必要ではないかというふうにお尋ねしたのですが、その用意もないということを残念ながら確認しなければいけない質問になってしまいました。

北野委員

病院事業会計の資金収支計画について

病院の方に尋ねますけれども、44億円の解消に関して病院事業会計の資金収支計画が出されていますが、病院の努力によっても計画どおりに財源が用意できなかったということになったら、計画はどうするのですか。

（樽病）総務課長

病院の収支計画についてですけれども、何回か説明しておりますけれども、いろいろな改善策を講じまして収支計画を実行していかなければならないというふうに考えております。何回か御指摘もありましたけれども、制度改正とかも当然あり得ることだと思いますので、収支計画の変更というのは想定されますので、基本的にはやはり毎年見直す必要が出てくるのではないかと考えております。

それで、この収支計画がそういういろいろな要因で変更になる場合につきましては、その制度改正に合わせた病院経営を図ってまいりたいと考えておりますし、もしその収支がこの計画どおりいなくなつた場合につきましては、やはりまたさらなる新たな経営改善策というものもやはり検討していかなければならないものだというふうに考えております。

北野委員

病院の方の努力は、もちろんそのとき新たに何かをしなければならぬということになるのだけれども、私が聞いているのは、一般会計の収支計画として我々に示しているわけですから、それが病院の努力にもかかわらず、病院側に求められている額が達成できなかった場合は、一般会計の収支計画を変更するのですか。

財政部長

今回というか、お示ししている一般会計の収支計画につきましては、病院事業会計が起債を借りるということで、

一般会計に、どうしても親会計の部分で、交付税でいただいている部分とかがありますので、それを含めた形でのその収支計画をつくっているところでございます。

それで、病院事業会計が計画どおりにいかなかった場合という想定なのですが、病院事業というのは、医業収益とか、そういうものでしか収支が上がらないわけなので、先ほど小樽病院総務課長の方からもあったとおり、病院の方でも努力をしていただく。それで、その中で、5年間の中で44億円を解消していかなければならないわけなので、その際につきましては、一般会計と病院事業会計で相談して、どういう対策がとれるのかとか、そういうことは当然相談しなければならぬかと思いますが、あくまでもその病院事業会計の方も一般会計の方も、北野委員御存じのとおり14億円という赤字を抱えているわけで、その解消も図っていかなければならない中なので、一般会計からどう病院事業会計の方にいくかと、どのぐらい繰出できるのか、又は病院事業会計の方でさらなる努力をしていただけるのか、計画どおりにいかなければ、そういう相談というのは当然していかなければならないと考えています。

北野委員

結局、病院事業会計の事情が変われば、市長が本会議で答弁されたように、例えば退職者が予定より早めに出たということで2,000万円が狂って、既に今日配られた財政健全化計画の一般会計分を見れば2,000万円の違いがもう修正されているわけです。だから、当然、病院側の努力が、今日配られた分は丁寧に見ていないけれども、12月1日に配られた一般会計の収支計画からいえば、既にもうここでは変えられているから、だから当然この収支計画も変わるだろうというふうに私は思うのです。

しかし、小樽病院総務課長が言われたように、5年間で44億円をきれいに解消しておかないと、新規の病院の起債が借りられないから、絶対条件でしょう、5年以内に44億円解消するというのは。だから、その絶対条件を満たすために、収支計画は帳じりを合わせるように変えていくだけという話ではないですか、そうなりますね。

財政部長

5年を待って新病院建設の起債が決まるというのは、もう完全に時間のずれがありますので、平成19年度にまず新規の病院の例えば用地の取得とか、そういったものについては、もう19年度起債ということになりますから、今の計画がどういう形なのかということが非常に重要視されるわけです。ですから、5年後までにこれが達成されなかったらどうなのかというよりも、今示して。

（「私はそう思っていない」と呼ぶ者あり）

いや、今示していることが、そこどころが道や国がよしとされれば、平成19年度のその新病院の用地取得のための起債の導入の許可につながっていくということですから、その辺のところは御理解いただきたいのです。

北野委員

だから、私が何回も言うように、5年間で解消するというのを、国の方にもわかってもらうために病院の努力いかにかわらず、とにかく5年間で一般会計から持ち出してでも全部解消しますという説明をしているわけでしょう。そして起債を順次借りていくと、こういうことでしょう。だから、それは財政部長がおっしゃるとおり、早めに例えば土地取得とか、その他、5年待たずにいろいろ起債を起こしていかなければならないという場合には、単年度ごとの計画がきちんと保障されていますということを見せなければならぬから、だから病院の努力が足りないのではと言うと、病院の人に悪いけれども、病院の努力にもかかわらず計画どおりにいかなかったら、一般会計からその分はオンしてやるわけだから、きちんと保障していますという説明して、起債を順次借りていくと、こういうことになるわけですね。

そこで、病院の方に、今日は時間がないから詳しく聞けませんけれども、今まで、例えば平成19年度の予算で言えば、3億2,900万円を新たに努力で生み出さなければならぬのです。だから、7対1看護体制とか、清掃の委託を職員にやらせるとか、いろいろなことを思いつくまま答弁されたから、それを一覧表にして厚生常任委員会に出

してください。そうでないと、あなた方の答弁に私たちが疑問があるということで、その都度ぶつつけているわけですから。紙に書いて、きちんと議会で責任を持ってこうして3億2,000万円を用意できるということで、一覧表に出してください。できますね。

（樽病）総務課長

わかりました。整理して、提出したいと思います。

北野委員

そうしてください。

会計処理について

それから、財政部に伺いますけれども、今、古沢委員の質問で、出納閉鎖期を使いたいいわゆる会計間の処理、それで10億円ぐらいという話がありました。これは赤字でないのかと。そうすると、今、国の方向からいって、病院事業会計の44億円でしょう、それから14億円、一般会計の赤字がある。これに10億円を足せば、いわゆる財政再建団体の一つの目安になっている六十二、三億円をはるかに超えてしまうのではないかと心配をしているのです。そのまま積み重なっていけば、だから、国が次にどんな手を打ってくるかわからないけれども、病院の問題とか、国保の問題のほかに、いわゆるその土地開発公社、その他の四つのことは財政課長が答えられましたけれども、そういうのも全部含めてということになったら、これはちょっと大変なことになると思うのです。そういうことも考えながらいかなければならないと思うのです。ですから、それが合計で62億円を超えるけれども、しかし年度ごとで解消する努力もあるから、それが必ずしも全部62億円になるというふうには私は思っていないけれども、それなりの努力があるわけですから。けれども、基本的な考え方としては、そういうことも想定して、今までの発表した計画を実施していくというふうに財政部では考えているのでしょうか。

（財政）財政課長

今、北野委員からありましたその新しい地方公共団体の再生法制の中で、本会議で市長から答弁させていただいたのですけれども、四つの指標を考えていると。そのうちの二つというのは、今までの指標ということで実質赤字比率、それについては一般会計に住宅事業特別会計なんかを含めた普通会計ベースでの今、北野委員からありました標準財政規模等の20パーセントで60億円ちょっとという数字が出てくるわけです。この指標がまず一つ考えられているということです。それから、実質公債費比率、これについても、18パーセント以上については、現在も地方債の許可制から協議制に行った中で一つの提言ということで、これも挙げられております。

それと、北野委員からありましたほかの病院事業会計とか、その土地開発公社とか、そういうものを含めた連結実質赤字比率、これも普通会計ベースの標準財政規模に対する割合ということで考えられております。その比率自体が、今示されていないわけですがけれども、北野委員からありましたその一般会計の14億円と病院事業会計の44億円、国民健康保険事業特別会計の分20数億円、それらを足していくと、単純に足しますと確かに60億円ちょっとは超えます。超えますけれども、その連結実質赤字比率はどこでその線引きをされるのか、それはちょっと見えない状況であります。けれども、やはりその赤字を抱えているということに関して言えば、その一般会計分でも病院事業会計分でも、それは当然解消していかなければならない。それは、一般会計であれば、今、7年間の計画をつくっている中で解消していかなければならないし、その5年間の病院事業会計の方でも健全化計画というのを策定して、実行していかなければならない。さらには、その実質公債費比率についても、公債費負担適正化計画をつくって率を下げていかなければならない。これは、やはり将来、国が検討している法制を考えながらやっていかなければならない。それは今後も十分に頭に置きながら対策を練っていかなければならない。それは十分私たちも意識しているところでございます。

北野委員

結局、今度の44億円も国の方針で平成19年度から5年以内というふうにされたわけです。最初は、新病院を建て

て黒字を出して返していくという計画だったのが、国の一言でこういうふうになった。だから、今後も今答弁されたように、連結決算というか、連結でその資料を新たに求められて、どこで線引きされるかわからないという不安も自治体としては持っているわけです。だから、そういうことを考えれば、不適切と言われている会計処理をきちんと正していくようにしながら、いわゆるあなた方の計画も実行していかないと、国の一言一言で、時々というよりも衝撃的な計画の変更になるのです。それが、結局一般会計に全部しわ寄せになっていくということになるわけですから。

だから、市長が以前の、最近ですけれども、本会議で、もうこれ以上市民に負担をかけるものはないというくらいの答弁をしているときに、さらなる負担を市民に求めなければならない。こうなったら自治体ではないです。地方自治法で言っている住民の福祉の増進に努めるなんていうことは、できないような状態になるわけですから。だから、こういうことについては予測されますから、きちんとそういうことも踏まえた会計処理、あるいは計画の実行ということをやっていただきたいし、市長には何回も要請していますけれども、国のいわゆるその地方交付税等を削減する、地方財政を削りながら一方ではこんな締めつけをやってくと、こういうやり方をほうっておいたら際限ないと思うのです。もう自治体でなくなるわけですから。だから、そういうことで、市長にも平成16年度の19億円の赤字予算を組んだときのような、小樽から財政危機を発信したわけですから、そういうような独自のことをやらないとだめではないのか。それが同じ境遇に置かれている他の自治体の共感を呼んで、大きな地方六団体の世論になっていくと思うので、そういうことも含めて、市長が足並みをそろえるのではなくて、財政部が一番緩くないというふうにおっしゃっているわけですから、ぜひそういう点での市長のイニシアチブを期待して、質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

再開 午後 3 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

大竹委員

私は、代表質問の中でちょっと疑問な部分がありますので、よろしく答弁願います。

病院事業会計の補正予算について

病院事業会計の補正予算の中で第4条の関係なのです。これは、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額47億7,898万3,000円というところなのですけれども、これについて、これは一つの留保資金等で補てんをし、それで一時借入金の43億7,008万2,000円で措置するという。その補てんと措置の関係なのですけれども、これはどういうふうに解釈したらよろしいのかを教えてください。

（樽病）総務課長

補てんと措置の関係ですけれども、病院は企業会計をやっておりまして、公営企業会計上では留保資金というものが、ここに書いてありますとおり、平成18年度につきましては、今年度分の消費税及び地方消費税、資本金の収支調整額と過年度分の損益勘定留保資金というものが、そのほかにも今年度分の損益勘定留保資金というものもありますけれども、これらのもので決められておりまして、それらを留保資金としてありますので、それが留保資金と

して補てんできますけれども、それでやむを得ず、なお足りない部分は一時借入金で借りて、何らかの措置をしなければならぬという意味で、ただ一時借入金は借入金ですので、企業会計上の補てん金にならないので、そういう意味で企業会計上、留保資金の部分は補てんという言葉を使いまして、一時借入金はあくまでもほかからの借入れですので、これで一時的に措置するというような意味でございます。

大竹委員

そういう中で、我々が大福帳を見ますと、意味がわからないのです。そうしますと、特定財源という形の中で留保資金等という形の金額があるのですけれども、この金額のほかに、要するに借入金があって右、左が一緒になるのかと思うのですけれども、その辺がよく見えないし、それが表明されていないわけです。ただし、予算書の中で、詳しく言っている中で見ればわからないわけではないのですけれども、一方を見たときに、その辺の表現の仕方と見えますか、表示の仕方、これについては、やはりもう少し考えていただければすぐわかるのではないかと思いますのですけれども、その辺はいかがですか。

（樽病）総務課長

各予算の説明をするときに、大福帳というものをつくっております、その中で確かに留保資金等ということで全部まとめております。これにつきましては、確かに一般会計、特別会計については、こういう様式というものはある程度正しくというか、適切な表現はされると思っておりますけれども、企業会計については、どこも同じ様式を使っているものですから、こういう表現になるのです。それらにつきましては、財政部と打合せをして、調整協議をして、わかりやすい方法があるかどうか、検討してまいりたいと思っています。

大竹委員

それから、第 6 条の 1 に借入金の上限度額、30 億円ということで当初予算の中で決まっていたけれども、これが 70 億円という倍以上の金額に変えられるということ、これは議決事項だと思っております。そうしたときに、この部分が足りないから、このような措置をすぐできるのであれば、議決をしなければだめなのですけれども、金額がこれだけ差があるということ、簡単にできるということがちょっと私には疑問なのですけれども、この辺はいかがですか。

（樽病）総務課長

確かに、この一時借入金の限度額というのは議決事項ということで、借入れを制限するというか、幾らぐらいが適当なのかということで議会の関与というか、議決をいただくというしくみになっております。

それで、今回の場合につきましても、44 億円という、一般会計に長期借入金の部分を償還しなければならないということになりましたので、留保資金だけでは不足するというので、その分の一時借入金を限度額の議決をいただいて、その部分を償還していきたいということで、この辺は病院事業会計としては大変重要な部分、補てんができない部分で借入れするということは大変重要な部分でありますので、その辺を議会の方に提案して議決していただきたいということでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

大竹委員

ですから、確かに今の中でいくと、限度額を上げない限り借入れはできませんから、これはわかるのです。そうしたときに、これこれこういうわけで、どうしてもこれをしなかつたら、その部分がいけないからと、何とかそういう形で今回は変えるのだという、もう少し説明がきちんとされるべきだと私は思うのです。それが、とりあえずこれが上がってしまえば借り入れるのだからいいのだというような印象にとられますので、その辺についてもやはりきちんとした形の中でなぜそうなのかと、途中でこれだけのものが上がるということ自体が、当初はこうだったけれども、でも今こういう状況になったのだという話をきちんとわかるように説明がなければ、ただこれさえ通ってしまえば借り入れできるのだからいいのだという話にとられるような答弁ではやはりちょっとまずいのではないかと思いますのですけれどもいかがですか。

（樽病）総務課長

確かにおっしゃるとおり、今回、病院事業会計は非常に厳しい状況の中で、このまま70億円近い額の一時借入金をしなければならないということがありますので、今後は説明の仕方なりを十分考えまして、御理解いただけるようをお願いをしていきたいというふうに考えております。

井川委員

不法投棄について

環境部に不法投棄についてお尋ねします。

昨年、警察に協力を求めたケースは何件ですか。

（環境）品田副参事

警察への調査依頼の関係でございますけれども、私ども不法投棄したものはある程度限定といたしますか、特定できるという場合には警察に通報して、調査を依頼しているところでございます。本年度2月末現在では45件となっております。

井川委員

たしか一昨年は29件ぐらいだったのですけれども、かなりの数が増えているということで大変驚いていますが、これはどんなふうに考えていますか。

（環境）品田副参事

今、委員がおっしゃった28件の関係でございますけれども、昨年のたしか第3回定例会で答弁した関係で、平成18年度の途中、8月末の数字でございます。これにつきましては、一応私どもがパトロールした中で、そういう特定できるものがあれば、できるだけその摘発といたしますか、そちらの方向へということで私どもは調査依頼をしているところでございます。

井川委員

それでは、品目別に多いものから順番に教えてください。

（環境）品田副参事

平成18年度の不法投棄の量で品目別に多い関係ですけれども、まず、タイヤが1,958本、テレビが269台、バッテリーが157個、冷蔵庫が83台、自転車関係が79台となっております。

井川委員

それでは、これらを処分したというか、整理したというか、その費用についてどのぐらいかかっていますか。

（環境）品田副参事

不法投棄物に係ります費用の関係でございますけれども、家電、テレビ・冷蔵庫等のリサイクルの費用、それからタイヤの処理手数料関係等でございます。

平成18年度の見込みで申し上げますと、処理手数料が132万円ほど、それからその不法投棄ごみの運搬委託料の関係もでございます。この運搬委託料の関係では97万円ほどで、229万円ほどの数字になってございます。

井川委員

量のわりには意外と200何万円台、少ないのかという部分がありますけれども、せっかく家庭有料ごみが減ってきて、不法投棄がどんどん増えているということで、大変最近には目に余るような、例えばサービスエリアに想像もできないような不法投棄をしていくということで、本当にイタチごっこだと思うのですが、私の質問した際に、とにかく看板を立ててくださいと、看板で少し周知してくださいということで、環境部の方で手づくりの看板を立てて大変努力をされたということを知って、私も感激をいたしましたけれども、その効果についてはどうですか。

（環境）品田副参事

市内の不法投棄ポイントと申しますか、そこに大体 1 か所で三、四本看板を立ててございます。私どもといたしましては、その不法投棄の抑止・抑制の効果がある程度出ているかととらえているところでございます。

井川委員

本当に大変努力をされております。それで、地域の環境美化協力員制度が廃止になって、そういう費用もかからなくなるとお思いますので、そういう部分を看板の方にも回したり、あるいはまたパトロールの方に使って、できるだけその不法投棄がなくなるような、そんな努力をしていただきたいとお思います。

成田委員

教育問題について

私は一般質問のときの教育の問題からお尋ねします。

教育とか、子供たちが成長していく過程の中で、やはり人間形成をしていかなければならない大事な部分だと思うのですけれども、その中で、やはり道德教育をきちんと身につけている教員というのはいらっしゃると思うのですけれども、そういうまた道德教育を受けている教員はいらっしゃるのですか。

（教育）指導室長

道德教育にかかわりましての教員の勉強の状況ということですが、教職の免許をとる際に、実は大学の課程におきましてもさまざま指導法やそういうものを勉強していきます。指導する立場としては、当然その中に道德教育という単位もございまして、そういう中で指導者としての立場からの勉強は学生の段階から行われて、教育実習等でまた積まれていくという形になっていると認識をしております。

成田委員

これはやはり我々も道德教育は受けなかったのですけれども、家庭の中で道德的な教育というのは身につけてきているわけなのですけれども、その中で、家庭の中で一番柱になるというか、その核というのはどなただと思いますか。

（教育）指導室長

大変難しい御質問かと思えます。それぞれの家庭の環境等が近年大変多様になってございますので、一概には言えませんが、ただ少なくとも言えることは、保護者として一生懸命仕事をされている、新聞の広告ではありませんが、その背中と言いますか、そういうものが、やはり保護者の生きざまが子供に有形無形の成長、また心の形成というのに影響を与えているのではないかというふうには、少なくとも思っております。

成田委員

これが一番大事なことだと思うのです。今、家庭も大変複雑化しているので、一概に保護者という言葉になりませんが、私がおやじの背中を見ておやじの生きざまを見て、ここまで来たわけなのですけれども、子供を育てる家庭の中で、やはり親が子供を思う気持ちというものを、きちんとそういうものを受けさせることが、家庭の中で大事なことだと思うのですけれども、学校の中で、生徒と教員の関係というのは、どういう関係になりますか。

（教育）指導室寺澤主幹

先ほど、大島委員へ指導室長からも答弁させていただいたのですが、教育は人なりという、やはり教員の姿を見て子供は育っていくと思えます。教育委員会の指導室の壁にも「教師が変われば授業が変わる、授業が変われば子供が変わる、子供が変われば未来が変わる」という言葉を張って、私たちいつも見ているわけなのですけれども、教員の資質、能力の向上ということは、道德教育を推進していく上で非常に大事なことだと考えています。

それで、市教委といたしましては、道德教育の研修会にのみ限らず、広い研修を今年度特に繰り広げております。また、学校においては、校長、教頭から、ふだんの、それからまた校内研修を通しての指導、それから教員同士の

コミュニケーションを通して切さたく磨をしているものと考えております。

成田委員

校長の話まで聞かされましたけれども、やはり学校の中では、教員と校長の間というのは、そういう今の話された関係だと思っております。ただ、校長と今度教育委員会というのは、どういう関係になっているのですか。またそれと、その上に、道教委と小樽市教委の関係とか、そういうのはどういうふうになっているのですか。

（教育）指導室長

一般論で言いますと、公的に言いますと、当然、校長たちのサービスの監督者は、それぞれの市町村立の教育委員会となっているところでございます。

また、例えば県教委と市町村教委の関係というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に制定されているところであります、基本的には対等の関係というふうに認識してございます。

成田委員

道教委と市教委というのは対等の関係だったのですか。

（教育）指導室長

今、言葉が足りなかったので補足したいと思います、県教委ないしは北海道教育委員会等は、市町村教育員会に対して指導、助言をする立場にございます。

成田委員

教員に対しての人事権は道教委が、県教委というのですか、持っていると思われるのですけれども、地方分権が進むことによって、市の教育委員会にもこの人事権というのは与えられるのですか。

（教育）学校教育課長

今回、道職員の運営権というのは、北海道教育委員会が持っております。小樽市教育委員会は内申をするという立場にございます。

現在、地方分権とおっしゃいましたけれども、そういった絡みで、教員の人事権の移譲というのが中核都市でなされようという方針が出てございます。そういった中で、北海道都市教育委員会連絡協議会とか、そういった教育の局長会議を通じて、道教委を通じて各市町村に、それらの意向調査というのをしてございますけれども、まだそれについてきちんと今論議をしている最中でございますので、その論議を我々は見守っているという状況でございます。

成田委員

見守っているだけではなくて、それはどんどん地方分権が進んでいるのですから、また道州制の中でもそれを進めていかなければ、いつまでたっても市教委の教育委員が校長に物を言っても、校長が教員に言っても、人事権がないものですから、何をやるにしても表から騒がれているような、蚊帳の外で騒いでいるような感覚で教員がいるのではないかと。我々が教育委員会に物申す、そして答えてくる部分と、現場の教員とのギャップがあまりにもありすぎるのではないかと、そういうふうを感じるのですけれども、そういう現象というのはありませんか。

（教育）学校教育課長

先ほど指導室長も答弁しましたけれども、教育委員会は服務監督権を持ってございまして、いわゆる職務上の上司という形になってございます。ですから、そういう立場でいろいろと、例えば校長を通じて学校の教員にもお話をさせていただいておりますので、今、委員がおっしゃったようなことには、教員としては、教育委員会に対してそういう思いを持っているというふうには思っておりませんので、よろしく願います。

教育長

中核都市においては人事権ということで、今、国のレベルで進められておりますが、例えば、平成19年度から、小樽市は中核都市でございせんが、小樽市に人事を任せてまいりますと、ほかの町村とのやりとりとかをなくし

て、小樽市の中でやるというような、そういう課題も含んでくるわけです。それで、中核都市の場合には、たくさん
の学校、たくさんの教員がいますから、その中で人事を任されてもいいのですが、小樽市のような教員合わせて
600人足らずの人事では、やはりある程度の町村と交流しながらやっていかなければというような押さえでありま
す。それで、先ほど学校教育課長が見守っているという、そういう話をさせていただいたところでございます。

成田委員

今、地方との交流があるという話がありましたけれども、長年、教員をやっている人たちに聞くと、交流がない
状態の中でやっている教員が多いと思います。

また、大事な中に、教員と教育委員会との間で、今回、質問の中にあったいじめのアンケート調査の中で、非協
力だったと。これを非協力だという形でおさめるのか、それとも教員が子供の命を預かっているという、そういう
意識を持っていたら、そういうところですまないと思うのです。責任の度合いというのは、やはり教員自身が考
えてもらわなければ、いろいろなところでいろいろな事件が起きていて、報道されるのは校長なのです。現場の教員
というのは、保護されている状態なのです。そういうことについては、どういうふうに教育委員会は考えていま
すか。

（教育）指導室寺澤主幹

教員の方は、いじめ問題について解決しなければならないものだという認識に立っておりまして、配布とか回収
については、一部の教員が非協力ということでしたけれども、現在、全学校において、いじめ問題に対して取組週
間とか月間を設けて、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

成田委員

子供たちの、将来ある人間を育てていくわけですから、質問の中で言いましたけれども、やはり国政上を左右す
るぐらいの人格をつくっているわけですから、そういう人格をつくっていくためには、やはり基礎となる指導を育
てるという、そういう教育の立場で指導していただければと、そういう重い責任を感じさせるように、これから進
めてもらいたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

学校図書費について

最初に、学校図書費についてお尋ねをします。

今年度は、小中学校ともに年間350万円、合計700万円の図書費が計上されております。この学校図書に関して、
平成13年12月に公布、施行されました子供の読書活動の推進に関する法律に基づいて、子供の読書活動の推進のた
めに学校図書館の充実が必要だということから、平成14年度から18年度の5年間にかけて、学校図書館図書整理5
か年計画が立てられまして、財政措置がなされてまいりました。その間、平成17年3月の時点で、学校図書館図書
標準を達成した学校の割合を調査されたそうなのですが、そのときに、小学校で37.8パーセント、中学校で32.4パ
ーセントという状況であったということなのですが、その図書館、図書の標準というのは、国ではどう定められて
いるのですか。

（教育）総務管理課長

図書館の図書整備標準ということですが、小学校、中学校、それぞれの学校の学級数に応じて冊数が決め
られております。例えば小学校の1校について、各学年1クラス、6クラスということになりますと、標準としま
しては5,080冊、中学校で各学年2クラスで、例えば3学年6クラスということになりますと、中学校では7,360冊
をそろえなければならないという標準があります。

小樽市におきましては、平成17年度は27校ございますけれども、約70パーセント、中学校におきましては約83パーセントの達成率となっております。

秋山委員

そうすると、全国の標準から見るとすごく高いレベルにあるというふうに、今の数を聞いて感じました。現状としては、どこをポイントに、どこまで冊数として認めているのかという部分が、それぞれの学校によるのかというふうに、2年ぐらい前ですか、斉藤陽一良議員と2人で学校図書館を何か所か見せていただきました。それぞれの学校長の取組に応じてとらえていいのかどうか分かりませんが、みんなが本当にゆっくり本が読めるという学校と、申しわけないけれども、こんなところで本を読める雰囲気なのかという学校と、いろいろありました。そういう中で、とくに処分してもいいのではないのかという本も大事にとってありました。その限度の見極めというのは、小樽市はどのようになっていますか。

（教育）総務管理課長

各学校におきましては、私どもは平成19年度予算の中で、小学校350万円、中学校350万円ということで配置をさせていただきます。さらに、各学校におきましては、職員会議とか児童会、生徒会、そしてそれらと話し合っ、て、学校長が最終的に判断をして買うこととなりますけれども、買う場合に当たりましては、学校図書館というのはスペース的に決まっておりますので、その中で読まれていないものを廃棄しながら新しいものを買っていくというのが一般的に行われておりますので、学校においては、古い本でも大事にとってある学校もあれば、新しいものをどんどん入れて古いものを廃棄しているという学校も、さまざまな形態がなされていると感じております。

秋山委員

その間に、平成17年度ですか、公布になりました文字・活字文化振興法という法律に基づいて、また新たな視点で取り組むようになったそうなのですが、その動きに関して、平成18年度までは5年間、そういう形で増やしていくという形の整理の仕方をしていきますね、増加冊数という。今度は、学校図書館の標準達成のために新たな体制で、今度、臨んでいるやに聞いておりますが、その方向性についてお願いします。

（教育）総務管理課長

これまで、委員がおっしゃいますように、平成14年度から5年間につきましては、数を増やすという取組が示されておりました。今後、平成19年度からの5年間につきましては、これまでの増加数部分と、それと廃棄し、新たに更新する部分で、この部分をあわせた計画が示されておまして、今後5年間で1,000億円、増冊分で400億円、更新分で600億円の措置がされるということ聞いております。

秋山委員

そうすると、今、小樽市の場合、今年度は小・中合わせて700万円、それ以上プラスになるという可能性はどのようなのですか。

（教育）総務管理課長

これまでも過去5年間、特別交付税という形で来ておりますけれども、その交付税の中身につきましては、教育費もあれば、福祉とか、いろいろな部分がありますので、その部分に限ってはどのように入ってきているかというのは精査したことがございませんので、御理解いただきたいと思ます。

秋山委員

小樽市の財政が上向きの状態であれば、胸を張って要求もできるし、市長も配分してくださるのかと思ますけれども、今の状況を見ると、全国的にもこの蔵書数においては、ある程度いい水準に達しているのかなというふうを感じ、いい時代になったとき、これも教育のために今後とも進めていただきたいと思ます。

現在、司書教諭という部分では増えているのですか。

（教育）学校教育課長

司書教諭につきましては、法律で決まっております、12学級の学校に対して1人配置をすることになってございまして、そういう基準で配置してございますので、増えているという形でなくて、ずっとその基準でやっているということでございます。

小樽市も専任ではございませんけれども、兼務という形で配置をしてございます。

秋山委員

確かに、司書教諭が配置されているところは、やはり学校図書館も全然違います。やはり取組が違うのだというふうに感じております。そういうことで、現在厳しい面もあるかと思っておりますけれども、今後の小樽を担う子供たちのために、この図書費という部分の観点で、今後ともよろしく見ていただきたいというふうに思っております。

認知症に対する制度について

もう一点は、小樽市の状況を見たときに、高齢者夫婦というのですか、世帯というのですか、それと独居老人世帯というのが本当に多いという実感をしております。あちこち傷んで来て、介護認定の対象になる方はいいのですが、見た目は何ともない、話していることも何ともない、けれども現実に、判断能力が十分とはいえない方も結構増えてきているのです。そういうことで、このような高齢者のために、現在、どんな制度がとられているのかということから、まず伺います。

（福祉）高齢・福祉医療課長

今、委員の御質問は、若干認知症がある方という形で答弁させていただきたいと思っておりますけれども、まず対策といたしましては、三つのアプローチが考えられるというふうに思います。

まず、本人自身の認知症予防の方法、あと地域での認知症に対する理解、もう一つは家族や住民に対する支援という部分が考えられるかと思っております。

本人の予防の部分につきましては、本市が認知症予防教室という形で、産業会館で実施しております杜のつどいの方に委託している教室、そのほか認知症自体は栄養改善、その他の部分で改善してくる部分もございまして、そのような教室の部分がまず考えられるかと思っております。

あともう一つといたしましては、地域の理解なのですけれども、認知症は加齢とともにだれもがなり得るものということから考えますと、そういうことを十分に理解して、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが必要というふうに考えております。そういうような取組といたしまして、今、私どもの方では、認知症を正しく理解して見守るという、認知症サポーターの養成というのを、今、地域住民の方々や職域、あと学校などに実施して、そういうような養成をしているところでございます。

三つ目の、家族や地域への支援という形で申しますと、介護保険は当然各サービスを利用させていただくという部分がございまして、認知症の方がはい回して困るというような事例もございまして、その場合は、はい回した方の位置を検索できるシステムの導入経費の助成というのもやっております。

認知症予防という部分につきましては、介護予防を自主的に地域住民が行う活動については、地域住民グループ支援事業というもので、そういう活動を支援できるというものもございまして。

あと、1月からは、地域包括支援センターが市内に3か所設置されておりますので、そちらの方で判断能力が乏しくなった方に対しては、成年後見制度の利用について、あとは日常の金銭管理の部分については、権利擁護事業などの相談についても、今受け入れる体制になっております。

秋山委員

今、るる説明をいただきましたが、介護保険にも該当しないという方の中には、自分がそのように判断能力が乏しくなっているということの自覚がないのです。本当に、今、高齢者をだますという商法がたくさんあります。一歩手前で食いとめて助かったという事例もあるので、自分が忘れっぽくなったということ自体も自覚

がないのです。私は正常だと言い続けます。そしてまた、独居老人の場合は、どこにも相談できないという、まさかこちらからお宅このごろおかしいですから、介護保険を申請してみませんかとも言えない。現実にはそういう相談が増えてきておりました、今後の、介護予防が進んできて、足腰を鍛えるという部分では何ともないのですけれども、この心の部分というか、自分が意識しない認知症、そのために被害に遭うという部分も事前に食いとめなければならぬのではないかとということも現実起きてきております。

それで、本人の認知症への予防ということで杜のつどいの話がありましたが、そこでは具体的にどのようなことをされているのですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

現在、杜のつどいでは認知症介護教室という形で、今はやりと申しますか、脳力をアップするという形で簡単な書き取りや計算、あと今年に入りましては塗り絵などをやって、脳力が衰えないような形での講座を開催しております。

秋山委員

タイトルの認知症予防教室というとかちんと来るのです。私は認知症ではありません、人をばかにしていると、すごく怒られるのです。やっている内容はいいと、すばらしいと思えました。ただ、もう少し理性をくすぐるようなタイトルにして、その1か所であるのはやはりなかなか市民には浸透しづらいのではないかと思うのです。それをどのようにすそ野を広げていくのか、また地域で認知症に対しての理解度といっても、その活動をしないために、地域というのは人ごとにしか考えていませんので、難しいのかと思いますが、こういう部分を今後の総合計画にどういう形で盛り込んでいくのかが、大事な視点の一つだと思います。新聞紙上、また報道されるのは、結果、事件が起きてしまってから全部出てくるのです。予防という観点から一番難しい視点かもしれませんけれども、今後の課題として、今、お聞きした限りでは、杜のつどいでやられているそういう活動のすそ野を広げていくような方向性で展開していかなければ、それぞれの地域にある老人会がシルバー会かわかりませんが、そういう部分に自然と浸透されるのかというふうに考えておりますが、いかがですか。

（総務）企画政策室長

次期の総合計画との関連でということでの御質問でしたので、私の方から考え方を話させていただきます。

御承知のとおり、現在の21世紀プラン、総合計画の中での高齢者福祉の充実という項目を起こして、それぞれ施策を掲げ、ここ10年間取り組んできた経過がございます。ただ、御承知のとおり、今の21世紀プランがスタートしたのは平成10年ですけれども、このときの高齢化率が21.8パーセント、それが平成18年12月末では28パーセント、6ポイントぐらい数字が上がっております。そういった中では、単に医療制度とか、介護保険制度の充実ということではなくて、日常生活の中で、こういった対応、予防といったものをしていくのかという、そういったことが大変重要になるだろうというふうに思っています。

高齢・福祉医療課長の方から、杜のつどいの中で認知症予防教室、表題としては認知症予防教室ではなくて、「脳力アップ」という名前で、教室を開催しておりますけれども、実は、18年度、「杜のひろば」では、さまざまな講座等を行っているわけですけれども、1万人を超える方が参加をしていただいております。そのうち、この脳力アップ教室というのに1,000人の方、大変多くの方々が来ていただいております。その意味では、その高齢者の方もやはり自分もなりたくないというか、そういうふうにならないためにどうしたらいいのかということを考えて、いろいろなメニューを探して参加をしてきていただいているという、こんな実態もありますし、今、産業会館だけでやっておりますけれども、一部の町会、老人クラブの方から、外に出てやってもらえないだろうかという声も出ておりますので、平成19年度の中では、ぜひこの杜のつどいのメンバーが、要望のある外に行つてこの教室をやるといふ、そんな事業も起こしていきたいというふうに考えております。その意味では、次期の総合計画の中にも、そういう視点からといいますか、単にその制度の問題ではなくて、日常の生活の中でどういうことができるのかという、そう

いった視点からやはり考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

齊藤（陽）委員

環境美化協力員制度について

環境美化協力員制度について、簡潔に伺います。

一般質問で、この制度の必要性について若干疑問を呈したのですが、実際この制度の効果、この検証はされたのか。廃棄物の不適正な排出について、選任されている地域とされていない地域で、その量、件数、頻度等に差があったというような部分がもしありましたら、示していただきたい。

（環境）藤井主幹

地域環境美化協力員を設置している町会と設置していない町会というのが二つありまして、大体 6 割から 7 割方が選任してやっていただいているという形にはなるのですけれども、今のお尋ねは、ごみの量とか、そういう部分の評価があったのかないか検証しているのかということだったと思うのですけれども、基本的に、その環境美化協力員の設置の目的が、平成 17 年度にこの家庭ごみ減量化・有料化に伴ってやっていますので、ごみの分け方・出し方が大幅に変わりました。ですから、いろいろな収集カレンダー、ハンドブックなどで具体的に細かく、例えばペットボトルであればキャップとラベルを外してとか、細かいいろいろやっていただくことがありました。そういう部分で、最初の方はやはりふなれということで、ごみステーションに出すときにやはり間違ふというのがいろいろ出てくるだろうというようなことに重きを置いてやっていますので、量的な部分でどうのこうのということの計測はできませんし、私の方では特にやってはございません。ただ、検証というほどのことではないのですが、環境美化協力員をやっている町会に対しては、事業実施報告というのですか、そういうものを出していただいて、年に 3 回ほどやっている方とか、そういうようなことについてのアンケート調査経過をやってございます。その中では、基本的に、皆さんある程度毎日のようにやっている方と、月 1 回とかということで落差の部分はありますけれども、特にその有料化の間もないころのときは、皆さん非常に尽力してくださったおかげで、ごみの減量化・資源化が進んだというのは、そういう部分の影響も少なからずあるのではないかとこのふうには考えてございます。

齊藤（陽）委員

結論として、明確なそういう検証はなかったということなのですが、不適正排出が増加する懸念があったから設けたのだと、答弁では一定の効果があったのだというふうに総括されていますけれども、その認識に若干問題があるのではないかとこの気がしております。

最終的に、この制度としては廃止をするということで、廃止された後のいろいろな腕章等、制度の役割は終わったと言いつつ、現場の町会等では腕章がないと、実際注意したとき反論されるというか、いろいろ抵抗する人がいた場合に、説得力の一つとして腕章をつけているのだという部分が結構あります。現実問題として、使わせてほしいというような声がありますが、その点についてはどのような考えですか。

（環境）藤井主幹

腕章の今後の活用ということだと思うのですけれども、この黄色に緑色で地域環境美化協力員という形で、こう印刷というのですか、書いていまして、今テプラを張っていますけれども、この下に小樽市と書いてあるのです。今回、制度を廃止するということなので、いったん回収するというで考えてはいるのですけれども、今、委員の方からお話がありましたように、町会の方で、この腕章を今度町会独自で、そのごみステーションの管理とか、いろいろなことで有効活用させてほしいという申出があれば、私どもも積極的にこういうものは有効活用していきたいというふうに考えてございますので、いろいろお話があれば、その中では検討というか、前向きにできるだけ活用していただくということやっていきたいとは思っております。

斉藤（陽）委員

制度としてはなくなるけれども、有効活用はしてもらいたいという。謝礼金という、そういういわゆる財政的な部分はなくなるのだけれども、実質的にそういう活動といいますか、草の根のいろいろな取組というのはあるわけですから、ぜひそういったことなので、弾力的に考えていただきたいと思いますがいかがですか。

（環境）藤井主幹

何回も繰り返して申しわけないのですが、制度自体は廃止という形になりますので、例えばこれはたまたま東小樽町会と書いているのですけれども、そういうような形でやっていただくということであれば全然問題もないですし、むしろ有効活用を促進する形にはなりますので、なるべくそういういろいろなことを申し出ていただければというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

わかりました。

放課後子ども教室について

教育委員会に伺いますけれども、子供のためのスポーツ・文化・芸術活動、自然体験などの指導体制づくりということで伺ったわけですが、平成19年度から文部科学省が創設するこの放課後子ども教室、これに一般質問では、不透明な部分があるということで、まずその不透明な部分について、どういう部分が不透明なのかという認識と、それから平成19年度は従来の事業を、地域子ども教室の事業を継続するというので、不透明な部分が透明になると、クリアされた場合には導入したいとふうなことでとらえてよろしいのか。

それからまた、ボランティアは無償、有償、これについてはいったん置くとして、現在の子ども教室の運営主体は小樽子どもクラブ協議会との関係はどうなるのでしょうか。

それから、従来、もう一方の体験活動等で子ども地域活動促進事業というのが行われていますが、これとのかかりについて示してください。

（教育）生涯学習課長

まず初めに、不透明な部分ということでございますけれども、現段階で具体的な情報が不足してございまして、不透明な部分が何点かございます。

一つは、補助金の関係でございまして、国は年間240日開催しなさいと言ってございまして、携わっていく有償ボランティアの方へのいろいろな謝金の単価、そういったものは示しているのですけれども、主として、現実的に240日やっていくというのは非常に難しいものというふうに考えてございまして、しからはその年何日間開催すれば、あるいはどんな内容で開催すれば補助対象となるかといったあたりがなかなか見えてこない。それから、国の補助金自体がいつまで続くのかといった継続性の問題もあります。

それから、二つ目の問題としまして、厚生労働省の放課後児童クラブの関係でございましてけれども、これと二つの事業を一体化あるいは連携してやりなさいと言われておりますけれども、実際には、具体的にどのように一体化、連携するというあたりが見えてこない。これを一つ挙げてございます。

それから二つ目でございましてけれども、もしこういったその不透明な部分がクリアになった場合に実際にその新制度に移行するかと、そういった部分でございましてけれども、現在、私どもは平成16年度から地域子ども教室をやってございまして、これとほぼ新しい制度は同じ趣旨、同じ目的というふうになってございます。それで、私どもとしましては、平成19年度には今までの実績といったものを生かしながら継続していくというふうに考えてございますけれども、これをやりながら、この1年間の中でいろいろ検討して、もし十分やっていけるといったような公算がありましたら、移行してまいりたいというふうに考えてございます。

それから3点目に、小樽子どもクラブ協議会との関係で設けてございましてけれども、この子どもクラブ協議会につきまして、地域で子供を育てる環境づくりといったものが目的でございまして、それで、当然この団体とは連携す

る形で実施してまいりたいと思いますけれども、協議会自体に「大すき小樽」という子供の情報誌を発行してございますので、特にこの広報活動の面では力を入れていっていただきたいというふうに思っております。

それから、子ども地域活動促進事業とのかかわりでございます。委員がおっしゃったところですが、体験活動を中心とした事業でございます。これにつきましては、さらにプログラム・メニューを増やしながらまたやってみようと考えておりますので、こういったあたりでほかの教室ともかかわりが生じてくるのではないかとこのように考えております。

斉藤（陽）委員

現行の地域子ども教室で、ボランティアとして協力いただいている方は一昨日の質問で180人から200人という、これが具体的にどのようなジャンルの方が何人ぐらいそれぞれ協力されているのか、示してください。

（教育）生涯学習課長

現在、活動されているボランティアの方の内訳でございますけれども、現在、私ども2種類の登録ボランティアがありまして、一つは子供の安全を見ていく安全管理スタッフというボランティアがございまして、これは50人ほどおります。それからもう一つ、子供の活動を指導していくといった活動リーダースタッフと呼んでいますけれども、これにつきましては、まず絵本の読み聞かせといったのが一番多くございまして、約80人、「子どもダンス運動」が約20人、スポーツチャンバラが4人、詩吟の関係では約10人、百人一首が約15人いまして、そのほかに管理スタッフをやりながら子供たちとドッジボールとか卓球とか、一緒に遊んであげているといった方々が20人ほど、トータルで500人ぐらいおります。

斉藤（陽）委員

これは、将来に向けてジャンルを拡大する、あるいは人数を増やすということが必要ですが、この方策についてはどのように考えられますか。

（教育）生涯学習課長

現在行われております地域子ども教室、最大の課題というのは、やはりボランティアを今後確保していくといったことがございます。それで、これまで各方面に呼びかけしてございまして、例えば児童の保護者あるいはその町会、民生委員、文化・スポーツの指導者、退職教員、子供会、いろいろございまして、そういうところに呼びかけして、現在、この活動に加わっていただいております。それで、あくまでもボランティアでございますので、善意の活動でございます。ですから、負担にならない程度に活動に加わっていただいておりますけれども、こういった形で今後についても、もっとジャンルを広げながら幅広く呼びかけをしてみようというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

ボランティアの協力者の方に対して、研修あるいはオリエンテーション、それからボランティアの活動をされている方の実践報告といいますが、あと意見を表明する、あるいは提言などがあった場合に受け入れる、あるいはその意見交換を相互にする、そういうような場というのは設定されているのですか。

（教育）生涯学習課長

まず、ボランティアの研修の件ですが、市内全体のボランティアの方の研修という面では、まだ開催に至っていないという状況でございます。ただ、一番数が多い絵本の読み聞かせの方々に対しては、年に一、二回開催してございまして、それぞれ50人程度の参加をいただいている状況でございますし、また、道の方でも、こういった研修会をやってございまして、その都度、私どもの方から関係者の方に案内はしているところでございます。今後ですが、全体の講習会という、何らかの形で開催してみようと思っております。

それからもう一点、そのボランティアの方々の御意見と、実際に報告とか、そういったものを聞く場があるかどうかといったことではございますが、地域子ども教室を実施するに当たりまして、年3回でございますけれども、夏

休みの期間とか、学期の終了をめどに、学校単位で学校とボランティアの方と私ども市教委と三者が集まりまして、反省会といったものをその都度開いてございます。その中でいろいろな意見を出していただきまして、すぐにも解決できる問題は次の学期からやりましょうと、あるいはその学校間で共通する問題もいろいろございますので、そういうものについても全体を整理しながら解決に努めているといったような状況がございます。

斉藤（陽）委員

一般質問の答弁で、その指導者の養成については、平成19年度策定予定の社会教育推進計画、また文化芸術振興基本計画などで、青少年の活動育成支援として取り組むということが述べられているわけですが、具体的にどうということなのか、特に考え方として、子供の部分に協力をお願いする部分と、その大人の方のいろいろな活動の助けになるというか、プラスになるというその本来活動に対し支援するという両面があると思うのですが、この点について活動の場の確保とか、情報提供、そういう大人の活動自体のアピール、そういうツールとして活用するというような、そういった具体的な考え方というのはありますか。

（教育）生涯学習課長

現在、社会教育推進計画あるいは文化芸術振興基本計画が策定中でございまして、まだ緒についたばかりということもありまして、まだ具体的な施策の中身ということまでは至っていないというのが状況でございます。ただ、計画の大きなフレームの中で、こういった指導者の養成・育成といった部分につきましては、各分野でのことはありますけれども、大変重要な課題、あるいはそして目標というような位置づけはしてございまして、方向としては、まずこれらのいろいろな分野で活動しているスポーツあるいは文化・芸術といろいろありますけれども、そういった方々の能力、情報といったものを、やはり十分生かしたシステムづくり、これがまず一番大事な分野でというふうに考えてございます。

例えばこれらを人材ネットワークのような形で支援していくといった形も考えてございます。今後、議論を進める中で、こういったものをいろいろ盛り込むかどうか、具体的に検討してまいりたいと思っております。

斉藤（陽）委員

先日の質問で、年間240日、また27小学校全部で実施するというので、数百人規模のボランティアの方の協力が必要だということで、具体的にどういうジャンルで、何人ぐらい増やしていかなければならないのか、またそういう見通しについては、今、数百人までいくというのはかなり難しいかという、ハードルが高いような気もするのですが、その見通しについて聞かせてください。

（教育）生涯学習課長

どのぐらい必要かという数字、非常に難しいことではございますけれども、多いほどいいのは当然でございますけれども、この地域子ども教室を教員のいない学校施設を使ってやっていくという部分では、不審者の関係とか、事故防止の関係で、そういった面で非常に目配り、気配りといったものが重要でございまして、これらを安全に運営するということは、一定の人数が必要であるというふうに考えてございます。

それで、今27校でやるとすれば、最低1人ずつとしても、安全を見る方が27人、ただ1回に100人程度来る人数の多いところもありますので、そういったところにやはり複数必要でございます。それと、毎週出てきていただくというのも大変な部分がございますので、やはり月に1回、2回ということになりましたら、全体で大体、安全管理を見ていただく方で200人程度、それから活動を指導していただける方も、最低やはり同程度、200人ぐらいが必要である。合わせまして400人ぐらいであれば、まず安定的な活動が可能になってくるのではないかというふうに今考えてございます。

ただ、見通しとしましては、現在もう精いっぱいこういう呼びかけをしながら検討していただいているのですけれども、今後については、また新たに努力しながらいくしかないのかと思っております。

齊藤（陽）委員

有償ボランティアにすると4,000万円という、先日の答弁がございまして、その3分の1が市の負担ということで1,300万円と、非常に膨大なお金がかかってしまうわけですが、ボランティアについては無償をお願いをする場合にも市の負担というのは発生すると思うのですが、どのぐらいの負担になるかを聞きたいのが1点。

それから、先ほど、平成19年度はまず現状でやるという話があったのですが、平成20年度にはできるのか、20年度後半になるのか、その辺の見通しについても伺います。

（教育）生涯学習課長

市の負担の件でございますけれども、これまで委託事業を3年間やってきてございまして、この委託料の中に、スポーツ用具あるいは教材、例えば読み聞かせのための大型絵本、こういったものを取りそろえてございまして、それで、今後も活用できるといったものも結構たくさんございまして、これらを活用すれば、当面購入する大きなものはないだろうというふうに考えてございまして、このため、平成19年度については、50万円程度の予算を計上しているところでございまして、これはボランティアあるいはその児童のための事故の保険、ボール遊び等をしていてガラスを割ったときの破損料、ボランティア等の連絡費、こういったもので50万円を計上しているところでございまして、ただ、今後、この事業がどんどん大きくなりますと、どうしてもこの連絡費とかが若干多くなる。それから、今使っているいろいろな教材とかを更新するときもあろうかと、だんだん膨らんでくる可能性があるかというふうに考えてございまして。

それから、現実について新しい制度に移行するののかといった面でございますけれども、この1年いろいろ検討してまいりたい。それで、条件がかなえば、早ければ平成20年4月からスタートしていきたいというふうに考えております。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時48分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

古沢、北野両委員より、別紙お手元の配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

古沢委員

先ほどの質疑で下調べが済んでおりますので、要点について提案の説明を申し上げます。

平成18年度の個人市民税は、各種控除の廃止、非課税限度額の引下げ、所得税定率減税の半減などによって、調定額で3億2,000万円強の増になりました。しかも、その半分以上が、1億7,500万円が65歳以上の高齢者にかぶさってきています。さらに、それまで非課税であった高齢者にも、新たに4,100人が課税されるという、いわば高齢者、低所得者ねらい撃ちの大増税になりました。

18年度と19年度の新年度予算案、この2か年だけを見ても、都合8億円強の増税が市民に今押しつけられています。こうしたいわば国の悪政の下で苦しんでいる市民の暮らしや福祉を守ること、自治体本来の役割をしっかりと果たしていこうと、この立場から修正案を提案しています。主なものについて説明をします。

歳出において増額すべきもの、第1に障害者の自立支援制度への移行に伴う低所得者への利用料負担助成事業で

す。前年対比で約 1 億 2,000 万円も市の持ち出しが減少する見込みであります。応益負担導入により、低所得者世帯ほど負担が重くなる。障害が重い人ほどさらに負担が重くなっていくという制度であります。

そこで、低所得の 1 及び 2 に当たる市民税非課税世帯の障害者に、その利用料の負担を全額助成しようとする事業であります。事業費で約 7,600 万円。

第 2 は、介護保険の低所得者保険料助成事業です。保険料段階で本人非課税第 4 段階までの約 2 万 6,000 人、前年比 1 億 1,000 万円の負担増になります。この負担増分をせめて制度改正前、17 年度の水準にまで戻そうというのが第 2 の事業であります。

第 3 は、ふれあいパス事業への低所得者助成事業。ふれあいパスは、年間約 2 万 1,000 人に交付されています。1 年間で、総額 2 億 5,700 万円の負担だというふうに利用状況が示されました。このうち、本人非課税の人に対して、その負担分の半分、2 分の 1 の助成、つまり 1 回 50 円の利用という、そういう助成制度にまずはしよう。事業費で約 8,600 万円です。

第 4 は、国保料の問題です。高くて納めることができない滞納者が増えている。資格証に切り替えられるという人たちが全国で今大問題になっています。この国保料に対する負担助成事業です。低所得者対策として、市の国民健康保険条例第 21 条、保険料の減額第 1 項 1 から 3 に該当する人に対して、それぞれ軽減率 1 の場合は 10 分の 8.5、2 の場合は 10 分の 6.5、3 の場合は 10 分の 3.5 とみなして算出した額との差額を支援しようとする事業であります。事業費で約 1 億 7,800 万円です。

この四つの事業にかかる費用は、所得税定率減税廃止による増税分、それに障害者自立支援制度で減額となる市の持ち出し負担分、これらの一部を活用することで実現できるものです。歳出において減額すべきもの、また歳入において増額、減額すべきものについては、これまで同様、不要不急の事業の見直し、中止によるものですが、あえて言えば、例えば石狩湾新港管理組合負担金においては、公債費分に当たる 84 パーセントの削減としました。一般管理費は残しています。土地開発公社については、これも従来から若干考え方を変えまして、従来はいわゆる塩漬け分、5 年以上保有している土地の売却収入益との出し入れで組んでいきましたが、これも質疑の中で触れたように、年度をまたがる貸付償還という不適切な会計処理であることから、他の貸付金と同じように全額計上していません。

もう一つ、今回の修正案にのせなかったものがあります。議員報酬の問題です。改選期に当たることから、今回は修正案から見送りました。新たな議会構成後に、議員報酬問題については、各会派の皆さんに議会総意で報酬と手当の上乗せ加算分の削減、これについて共同して改正をしていく、そういう用意があることは改めて表明しておきます。

都合こうした結果、予算規模においては約 8 億 6,000 万円の縮減、そのうち基金借入金で約 5,300 万円、市債で 2,400 万円圧縮の内容でなっています。ぜひ各位の賛同をお願いしたいと思います。

委員長

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号に対する我が党の修正案に賛成、原案に反対、議案第 2 号ないし第 11 号、第 13 号ないし第 17 号、第 25 号、第 28 号及び第 32 号に反対の討論をいたします。

市民の生活の実態は、政府の悪政によって困難を来していることは皆さん御承知のとおりであります。この悪政から住民を守る、市民を守るのが小樽市の自治体としての役目であり、地方自治の本旨に沿っているものです。

新年度予算案が、この地方自治法の趣旨に沿って市民を守るものになっているのかどうか問われたのが、今度の予算議会であります。一斉地方選挙の直前ということもありまして、骨格予算であるとはいえ、市民要望にこた

えていない、また、これに反する内容になっています。

また、病院事業への繰出しが理事者の説明どおりでおさまるのかどうかが大いに疑問で、一般会計に大きな負担となっかぶさってくる可能性が大であります。

詳しくは本会議でやることにして、主な点を申し上げます。

石狩湾新港の負担金でありますけれども、むだなお金が97億円にわたって防砂対策のために出されていたことも明らかになりました。

また、マイナス14メートルパスに227億円のお金をかけて、これを税金で対応したというのが極めて問題で、これから3年間の使用は、条例も、あるいは管理者が王子特殊紙株式会社に認可したその内容も、王子特殊紙株式会社の専用になっていることでも明らかであります。

また、石狩湾新港管理組合負担金、それから背後地の関連地域からの市税収入、これらの比較は今まで議論されてきました。しかし、ここ平成8年度以降4か年間については、市税収入の方が繰出金を上回っていることをもって、何か石狩湾新港をやっても財政負担にならないのではないかという意見を出す方もおられましたけれども、しかし石狩開発の負担で簡易水道の繰出金が新たに出てくることになりまして、市税収入等の管理組合の負担金を上回るものは、多いときで約3,200万円ですから、当然繰出金は少ないときでも簡易水道で3,800万円ですから、これは以後この財政構造がずっと続くということになって、石狩湾新港の事業自体が小樽市の財政の圧迫になるということが今の時点で言えると思うのです。

それから、北海道後期高齢者医療広域連合負担金、あるいはそれに関連するシステム開発事業費が合わせて9,300万円計上されておりますけれども、これは後期高齢者に対して新たな負担を強いるものです。小樽には、対象者が約3,000人とされていますが、その9割以上の方が息子等の健康保険の扶養者になって保険料を払っていない。こういう方々に、今度、容赦なく年金から保険料を天引きする。北海道の計算でも、年間約8万5,000円の負担になるということです。2年間は応益割合の半分を激変緩和措置で配慮されていますけれども、それにしても大変な負担となって、こういう方々に対して約2億2,900万円、2年間は1億7,000万円余りですけれども、こういう負担が後期高齢者にかぶせられる。しかし、これは試算でありますから、医療費が高騰すれば、その分また保険料の値上げとなって、こういう方々を苦しめるということになっています。

市税のことについては、古沢委員から先ほど紹介がありましたけれども、今年の個人市民税の前年度に比べる、いわゆる増えているのは、定率減税廃止によるものが2億円余り、それからいわゆる税源移譲によるものが9億円ぐらいですから、これらが大宗を占めているわけです。

先ほど、提案説明でもありましたが、今年の6月に納付書が送付されるということになると、1月の所得税の減税ということの振り替わりではあっても、人によっては金額は去年以上に高くなる方も出るのではないかと。去年は、一時的ではありましたが、窓口がパニックになるという事態も生まれましたけれども、このことを想定して、政府も宣伝しているし、小樽市も町会の回覧板で黄色い紙に増税ではありませんという宣伝を盛んに政府と同じような趣旨でやっている。しかし、最後の方にきちんと、定率減税廃止によるものは含みませんと書いてあるのですから、実際上増税になるということだけは明らかであるわけです。

それから、そのほかに病院の前に、先ほどありましたように、各種控除の廃止等によって介護保険での低所得者の1億1,000万円を含んで2億円、国保も1億3,300万円の負担増、こういうふうになっている予算であります。ですから、こういう予算案を我々が認めるということは、市民に対して政府の悪政をそのまま容認するということになるわけですから、そういうことは認められないということだけを申し上げて、先ほど言いましたように、詳しくはその他の議案の理由等も含めて本会議でさせていただくということをお願いして、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 11 号、第 13 号ないし第 17 号、第 25 号、第 28 号及び第 32 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも北野副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。